

分権時代を先導する議会を目指して



令和元(2019)年5月
三 重 県 議 会

< 目 次 >

	頁
I 三重県議会の概要	…… 1
II 三重県議会基本条例	
1 議会基本条例の制定までの流れ	…… 4
2 議会基本条例のあらまし	…… 5
3 議会基本条例の一部改正	…… 6
4 議会基本条例の構成及び条文	…… 9
III 三重県議会の基本理念と基本方向	…… 16
IV 議会改革の経緯	…… 19
<議会改革年表>	…… 27
V 議会改革の取組概要	
1 開かれた議会運営の実現	…… 37
2 住民本位の政策決定と政策監視・評価の推進	…… 44
3 独自の政策提言と政策立案の強化	…… 51
4 分権時代を切り開く交流・連携の推進	…… 63
5 事務局による議会サポート体制の充実	…… 66
6 その他	…… 69

I 三重県議会の概要

1 議員の構成

(1) 議員の定数と現員

条例定数 51人 現員 51人 欠員 0人

(2) 会派、当選回数別議員数

(単位：人)

回数 会派	回数									
	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	9回	10回	計
新政みえ	4	2	5	4	2	1	3			21
自由民主党県議団	4	3	1	1	6					15
草莽		1	2	2	1					6
自民党		1		1				1	2	5
公明党		1		1						2
日本共産党		1								1
草の根運動いが		1								1
計	8	10	8	9	9	1	3	1	2	51

(令和元年5月15日現在)

(3) 年齢別議員数

(単位：人、歳)

区分	30～39	40～49	50～59	60～69	70～	計	平均年齢
議員数	2	10	16	17	6	51	57.2

(平成31年4月30日現在)

2 議会の運営

(1) 定例会及び臨時会

定例会の招集回数は、平成24年10月の条例改正により、平成25年1月から毎年1回（ただし、議員の任期満了による一般選挙が行われる年は年2回）となり、平成31年の定例会の会期は1月17日から3月15日までの58日間、令和元年の定例会の会期は5月10日から12月20日までの225日間となっています。臨時会は、上記以外の閉会中の期間で、必要がある場合、その事件に限り招集されます。

(2) 定例会の状況 (平成30年)

(単位:日)

	開会 会議	2月 定例月 会議	3月 会議	5月 会議	6月 定例月 会議	9月 定例月 会議	11月 定例月 会議	その他	計
開会、採決、 議案上程、閉会	1	3	1	1	2	2	2	1	13
議案質疑		0 (2)			1 (1)	1 (1)	1 (1)		3 (5)
代表質問		1				1			2
一般質問		3			3	3	3		12
委員会開催 (休会中)		9			6	6	8	18	47
その他議決休会		5			8	5	7	129	154
休日休会		11			6	12	9	68	106
計	1	32	1	1	26	30	30	216	337

※議案質疑の()書きは、質問日と同日開催の質疑日を含む日数

(3) 常任委員会

名称	定数	所管事項
総務地域連携 常任委員会	9人(欠員1) ※議長が辞任	総務部、地域連携部、選挙管理委員会、収用委員会の所管及びこれに関連すること。 他の常任委員会の所管に属さないこと。
戦略企画雇用経済 常任委員会	9人	戦略企画部、雇用経済部、出納局、議会事務局、監査委員、人事委員会、労働委員会の所管及びこれに関連すること。
環境生活農林水産 常任委員会	8人	環境生活部、農林水産部、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会の所管及びこれに関連すること。
医療保健子ども福祉 病院常任委員会	8人	医療保健部、子ども・福祉部、病院事業庁の所管及びこれに関連すること。
防災県土整備企業 常任委員会	9人	防災対策部、県土整備部、企業庁の所管及びこれに関連すること。
教育警察 常任委員会	8人	教育委員会、公安委員会の所管及びこれに関連すること。
予算決算 常任委員会	50人 ※議長を除く全議員	予算、決算及びこれに関すること。

(令和元年5月15日現在)

○委員任期：委員会条例により1年

○県内調査：各常任委員会で原則日帰り調査を年2回程度実施。

○県外調査：各常任委員会で2泊3日以内の行程で年1回実施できる。

(4) 議会運営委員会

定数9人(新政みえ4人、自由民主党県議団3人、草莽1人、自民党1人)

任期1年

(5) 特別委員会

外国人労働者支援調査特別委員会 定数9人

(6) 協議又は調整を行うための場

代表者会議、全員協議会、議案聴取会、委員長会議、広聴広報会議、各派世話人会、災害対策会議

3 議会の予算（平成31年度当初）

（単位：千円）

事業名	金額	内 訳		
議会費	1,218,512	議員報酬	508,673	県議会広聴広報推進事業費
		期末手当	203,794	122,342
		共済負担金	74,639	政策立案機能強化事業費
		議員厚生事業費	2,848	2,508
		議会運営事業費	90,513	議員調査支援事業費 197,802
		委員会運営・調査事業費	10,001	資料・情報整備事業費 4,989
			10,001	
		交際費	403	
事務局費	325,384	人件費	321,724	
		議会事務局事務費	3,634	
		交際費	26	
合計	1,543,896			

II 三重県議会基本条例

1 議会基本条例の制定までの流れ

平成 17 年、全会派から選出された議員で構成する「議会基本条例研究会」を設置し、調査及び研究を始めました。平成 18 年5月には、「議会基本条例検討会」を設置し、条例案の立案を進め、同年9月「条例素案」を公表しました。

その後、県民からの意見を募集するパブリックコメントを実施するとともに、全員協議会、検討会委員と知事との意見交換会、「三重県地方議会フォーラム 2006」等の開催を通じて各方面から意見を聞いた上で、さらに検討を深めました。

平成 18 年第4回定例会において、議員発議により三重県議会基本条例案が提出され、平成 18 年 12 月 20 日、同条例案を全会一致で可決し、同月 26 日に公布及び施行されました。

議会基本条例制定に至る経緯

平成 7年10月	議会に係る諸問題検討委員会を設置（各会派代表議員 5 人で構成）
平成 8年 9月	議会改革検討委員会を設置（各会派代表議員 6 人で構成）
平成13年12月	政策推進システム対応検討会を設置（議員 7 人で構成）
平成14年 3月	三重県議会の基本理念と基本方向を決議
平成15年 2月	政策推進システム対応検討会が中間報告
10月	議会改革推進会議を設置（全議員で構成） 三重県議会の基本理念と基本方向を追加決議
12月	二元代表制における議会の在り方検討会を設置 （議員 7 名で構成、政策推進システム対応検討会を名称変更）
平成17年 1月	全国自治体議会 議会改革推進シンポジウムを開催（四日市市内）
3月	二元代表制における議会の在り方検討会が最終報告 （提言 1 議会基本条例の制定について検討を行う）
5月	議会基本条例研究会を設置（議員 5 人で構成） （研究会を5回開催、講演会、学識経験者の意見聴取等を実施）
6月	「二元代表制と議会基本条例」講演会を開催
平成18年 4月	議会改革勉強会を開催（東京都内） 議会基本条例講演会を開催（議事堂内）
5月	議会基本条例検討会を設置（議員 12 人で構成） （検討会を11回、幹事会を8回開催、学識経験者からの意見聴取等を実施）
9月	議会基本条例素案を公表 素案に対するパブリックコメントを実施（3 件）
10月	知事との意見交換会を開催
11月	地方議会フォーラム 2006 を開催（津市内） 平成 18 年第4回定例会に上程（12/1）
12月	本会議において全会一致で可決（12/20） 公布及び施行（12/26）

2 議会基本条例のあらまし

(1) 制定の趣旨

日本国憲法では、地方公共団体の長と議会の議員は、住民が直接選挙することが定められています。これにより、住民は、長と議会という二元代表を持つこととなります。

議会は、この二元代表のうち的一方の代表として、地方自治法のもと、議事機関として地方公共団体の意思を決定し、また、知事等執行機関が執り行う事務が適正になされているか、絶えず監視する責務等を負っています。

しかし、これら憲法や地方自治法に規定されるところだけでは、県民にとって議会の役割とはいかなるものであるのかが理解しにくいものと思われました。

さらに、地方分権の進展により、地方公共団体は、自らの責任において、その組織及び運営に関する様々な決定を行うこととなることから、議会の役割はますます重要なものとなっています。

このような中、本県議会では、県民の負託に全力でこたえていくため、これまで進めてきた様々な「議会改革」の取組を後戻りさせることなく、引き続き取り組むとともに、議会の基本理念や議員の責務及び活動原則を定め、議会と知事等及び県民との関係を明らかにする議会基本条例を制定することとなりました。

(2) 特色

- ①これまでの本県議会の歩みを踏まえ、議会の基本理念及び基本方針を示し、議会運営や議員の活動原則等を明らかにしています。
- ②住民が自治体の長と議員とをそれぞれ直接選挙するという二元代表制を明記するとともに、議会と知事等及び県民との関係を規定しています。
- ③党派活動について規定しています。
- ④議会が有する機能強化のため、附属機関、調査機関、検討会等の設置について規定しています。
- ⑤会議の公開など情報公開を推進し、政務活動費の使途についても透明性を確保する旨規定しています。
- ⑥議会改革推進会議を設置し、継続的に議会改革に取り組むとともに、他の自治体議会との交流及び連携の推進について明記しています。

なお、この条例の施行後、議会は県民の意見や社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講じることとしています。

3 議会基本条例の一部改正

(1) 議会基本条例に関する検証検討プロジェクト会議による検討等を経ての改正

<改正の経緯>

本条例制定以降においても、本県議会はさらなる議会改革に取り組んできましたが、本条例第28条には、「議会は、この条例の施行後、常に県民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」との検討条項が規定されています。

また、平成23年1月には、学識経験者等5人で構成された議会改革諮問会議から「その後の議会活動内容や今後、新たに取り組むべき方向性などを踏まえて、必要に応じて適宜、見直していく必要がある」との答申がなされました。

このようなことから、同年6月に委員9人で構成する議会基本条例に関する検証検討プロジェクト会議を設置し、計14回の検討、パブリックコメント、執行部からの意見聴取等を経て、条例改正案を取りまとめました。

同改正案は、平成24年6月13日に議員提出議案として提出され、委員会の審査を経て、同月27日に全会一致で可決し、同月29日に公布及び施行（文書質問制度については同年9月29日施行）されました。

<改正の概要>

- ①議会活動において重要な機能を果たしている会派の役割として、「議員がその責務を果たすために行う活動を支援する」こととしました（第5条第3項関係）。
- ②議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数について、県民意思等が的確に反映されるよう、議会は不断の見直しを行うこととしました（第6条の2関係）。
- ③議会には、議会が決定した事項を追跡調査するという意味での知事等の事務に対する執行監視などの責任があることから、議会は、「議決責任を深く認識し」、議会活動等に関し、県民に対して説明する責務を有することとしました（第7条関係）。
- ④議会と知事等との関係において、議会は合議体特有の役割を有していることから、議会は、「合議制の機関としての特性を生かし」、知事等との立場及び権能の違いを踏まえ、議会活動を行わなければならないこととしました（第8条第2項関係）。
- ⑤議会機能の強化の観点から、議員が本会議での質問等の機会にとらわれず質問ができるよう、「文書による質問」制度を設けることとしました（第14条の2関係）。

議会基本条例の一部改正に至る経緯

平成23年6月	議会基本条例に関する検証検討プロジェクト会議を設置（議員9人で構成）
平成24年6月	計14回の検討、パブリックコメント、執行部からの意見聴取等を経て、条例改正案を取りまとめる 議員提出議案として提出（6/13） 全会一致で可決（6/27） 公布及び施行（6/29）

○三重県議会基本条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(会派)</p> <p>第5条 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>3 <u>会派は、議員が前条に規定する責務を果たすために行う活動を支援するものとする。</u></p> <p><u>(議員の定数及び選挙区)</u></p> <p>第6条の2 <u>議会は、議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数について、県民意思等が的確に反映されるよう不断の見直しを行うものとする。</u></p> <p>(議会の説明責任)</p> <p>第7条 <u>議会は、議決責任を深く認識し、議会運営、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、県民に対して説明する責務を有する。</u></p> <p>(知事等との関係の基本原則)</p> <p>第8条 【略】</p> <p>2 <u>議会は、合議制の機関としての特性を生かし、知事等との立場及び権能の違いを踏まえ、議会活動を行わなければならない。</u></p> <p><u>(文書による質問)</u></p> <p>第14条の2 <u>議員は、知事等に対し文書による質問を行うことができる。</u></p> <p>2 <u>前項の質問は、議長に提出しなければならない。</u></p> <p>3 <u>前項に定めるもののほか、第一項の文書による質問の手續に関し必要な事項は、別に定める。</u></p>	<p>(会派)</p> <p>第5条 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>(議会の説明責任)</p> <p>第7条 議会は、議会運営、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、県民に対して説明する責務を有する。</p> <p>(知事等との関係の基本原則)</p> <p>第8条 【略】</p> <p>2 議会は、知事等との立場及び権能の違いを踏まえ、議会活動を行わなければならない。</p> <p>【新設】</p>

(2) 地方自治法の一部改正に伴う改正

平成24年8月に地方自治法が一部改正され、従来の政務調査費が政務活動費となったことから、平成25年2月27日に本条例の字句を修正する等の改正を行い、同年3月1日に施行されました。

(3) 議会改革度の向上及び議会基本条例の改正に関する検討プロジェクト会議による検討等を経ての改正

〈改正の経緯〉

平成 29 年 6 月の代表者会議で、議会改革推進会議において「制定から 10 年を経過した議会基本条例について、今の時代に見合った条例改正の必要性を検討すること」が決定されました。同年 9 月に同会議内に議会改革度の向上及び議会基本条例の改正に関する検討プロジェクト会議を設置し、検討を進めた結果、近年の大規模な災害等の発生状況等に鑑みると、「大規模な災害その他の緊急事態への対応」に関する規定を議会基本条例に盛り込む必要があるとの結論に至り、パブリックコメントを経て、条例改正案を取りまとめました。

同改正案は、平成 30 年 5 月 18 日に議員提出議案として提出され、委員会の審査を経て、同年 6 月 11 日に全会一致で可決し、同日に公布及び施行されました。

〈改正の概要〉

近年の大規模な災害等の発生状況等に鑑み、議会における「大規模な災害その他の緊急事態への対応」に関する規定を設けることとしました（第 7 条の 2 関係）。

議会基本条例の一部改正に至る経緯	
平成 29 年 9 月	議会改革度の向上及び議会基本条例の改正に関する検討プロジェクト会議を設置（議員 10 人で構成）
平成 30 年 5 月	計 9 回の検討、パブリックコメント等を経て、条例改正案を取りまとめる
平成 30 年 6 月	議員提出議案として提出（5/18） 全会一致で可決、公布及び施行（6/11）

○三重県議会基本条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

改 正 案	現 案
<p><u>（大規模な災害その他の緊急事態への対応）</u></p> <p>第 7 条の 2 <u>議会は、大規模な災害その他の緊急事態の発生に際し、議事機関として迅速かつ的確な対応を行うほか、状況の把握その他の調査活動を行うなど、議会の役割を踏まえた必要な対応を行うものとする。</u></p> <p>2 <u>議会は、前項の対応を迅速かつ的確に行うために必要な体制の充実強化その他の措置を講ずるよう努めるものとする。</u></p>	<p>【新設】</p>

4 議会基本条例の構成及び条文

条例の構成

前文

住民が自治体の長及び議会の議員を直接選挙する「二元代表制」の下、県民の負託に全力でこたえていくことを決意

第1章 総則

第1条 目的：議会の基本理念、議員の責務及び活動原則等議会に関する基本的事項を定め、県民福祉の向上、県勢の伸展に寄与

第2条 基本理念：分権時代を先導する議会を目指し、真の地方自治の実現

第3条 基本方針：①開かれた議会運営 ②政策の決定、知事等の監視・評価
③独自の政策立案、政策提言 ④交流、連携

第2章 議員の責務及び活動原則

第4条 議員の責務及び活動原則 第5条 会派

第3章 議会運営の原則等

第6条 議会運営の原則 第6条の2 議員の定数及び選挙区 第7条 議会の説明責任
第7条の2 大規模な災害その他の緊急事態への対応

第4章 知事等との関係

第8条 知事等との関係の基本原則

第9条 監視及び評価

第10条 政策立案及び政策提言

第5章 議会の機能の強化

第11条 議会の機能の強化

第12条 附属機関の設置

第13条 調査機関の設置

第14条 検討会等の設置

第14条の2 文書による質問

第15条 議員間討議

第16条 研修及び調査研究

第17条 政務活動費

第6章 県民との関係

第18条 県民の議会への参画の確保

第19条 広聴広報機能の充実

第20条 委員会等の公開

第21条 議会活動に関する資料の公開

第7章 議会改革の推進

第22条 議会改革推進会議

第23条 交流及び連携の推進

第8章 政治倫理

第24条 政治倫理

第9章 議会事務局等

第25条 議会事務局

第26条 議会図書室

第10章 補則

第27条 他の条例との関係

第28条 検討

附則

三重県議会基本条例

〔平成18年12月26日
三重県条例第83号〕

改正：平成24年6月29日 三重県条例第49号
改正：平成25年2月28日 三重県条例第5号
改正：平成30年6月11日 三重県条例第62号

目次

前文

- 第1章 総則（第1条－第3条）
 - 第2章 議員の責務及び活動原則（第4条・第5条）
 - 第3章 議会運営の原則等（第6条－第7条の2）
 - 第4章 知事等との関係（第8条－第10条）
 - 第5章 議会の機能の強化（第11条－第17条）
 - 第6章 県民との関係（第18条－第21条）
 - 第7章 議会改革の推進（第22条・第23条）
 - 第8章 政治倫理（第24条）
 - 第9章 議会事務局等（第25条・第26条）
 - 第10章 補則（第27条・第28条）
- 附則

平成12年4月のいわゆる地方分権一括法の施行により、地方公共団体（以下「自治体」という。）は、自らの責任において、その組織及び運営に関する様々な決定を行うこととなり、国と自治体の関係も、従来の上下・主従の関係から、対等・協力の関係へと変化した。

また、住民が自治体の長及び議会の議員を直接選挙するという二元代表制の下、三重県民の代表として選ばれている議員と知事は、それぞれが県民の負託にこたえる責務を負っている。

このため、本県議会は、住民自治及び団体自治の原則にのっとり、真の地方自治の実現に向け、国や政党等との立場の違いを踏まえて自律し、知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）とは緊張ある関係を保ち、独立・対等の立場において、政策決定並びに知事等の事務の執行について監視及び評価を行うとともに、政策立案及び政策提言を行うものである。

今日まで、本県議会は、分権時代を先導する議会を目指して、議会改革に積極的に取り組み、知事等への監視機能の強化や政策立案機能の充実等の議論を行い、議会改革推進のために、平成15年10月には、本県議会の基本理念と基本方向を定める決議を行うなど、
真摯に努力を重ねてきた。

ここに、本県議会は、これまでの歩みから、日本国憲法及び地方自治法の範囲内において、議会の基本理念、議員の責務及び活動原則等を定めるとともに、議会と知事等及び県民との関係を明らかにし、県民の負託に全力でこたえていくことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、二元代表制の下、議会の基本理念、議員の責務及び活動原則等を定め、合議制の機関である議会の役割を明らかにするとともに、議会に関する基本的事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づく県民の負託に的確にこたえ、もって県民福祉の向上及び県勢の伸展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 議会は、分権時代を先導する議会を目指し、県民自治の観点から、真の地方自治の実現に取り組むものとする。

(基本方針)

第3条 議会は、前条の基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づいた議会活動を行うものとする。

- 一 議会活動を県民に対して説明する責務を有することに鑑み、積極的に情報の公開を図るとともに、県民が参画しやすい開かれた議会運営を行うこと。
- 二 議会の本来の機能である政策決定並びに知事等の事務の執行について監視及び評価を行うこと。
- 三 提出された議案の審議又は審査を行うほか、独自の政策立案や政策提言に取り組むこと。
- 四 地方分権の進展に的確に対応するため、議会改革を推進し、他の自治体の議会との交流及び連携を行うこと。

第2章 議員の責務及び活動原則

(議員の責務及び活動原則)

第4条 議員は、地域の課題のみならず、県政の課題とこれに対する県民の意向を的確に把握し、合議制の機関である議会を構成する一員として、議会活動を通じて、県民の負託にこたえるものとする。

- 2 議員は、日常の調査及び研修活動を通じて自らの資質の向上に努めるものとする。
- 3 議員は、議会活動について、県民に対して説明する責務を有する。
- 4 議員は、議場で質疑及び質問を行うに当たっては、対面演壇において、県政の課題に関する論点を県民に明らかにするため、一問一答方式等の方法により行うものとする。

(会派)

第5条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

- 2 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。
- 3 会派は、議員が前条に規定する責務を果たすために行う活動を支援するものとする。

第3章 議会運営の原則等

(議会運営の原則)

第6条 議会は、本県の基本的な政策決定、知事等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言を行う機能が十分発揮できるよう、円滑かつ効率的な運営に努め、合議制の機関である議会の役割を果たさなければならない。

- 2 議会は、議長、副議長、議会運営委員会の委員長等を選出するときは、その経過を明らかにしなければならない。
- 3 議会運営委員会は、議会運営について協議し、調整するものとする。

- 4 常任委員会又は特別委員会は、それぞれの設置目的に応じた機能が十分発揮されるよう運営されなければならない。

(議員の定数及び選挙区)

第6条の2 議会は、議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数について、県民意思等が的確に反映されるよう不断の見直しを行うものとする。

(議会の説明責任)

第7条 議会は、議決責任を深く認識し、議会運営、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、県民に対して説明する責務を有する。

(大規模な災害その他の緊急事態への対応)

- 第7条の2 議会は、大規模な災害その他の緊急事態の発生に際し、議事機関として迅速かつ的確な対応を行うほか、状況の把握その他の調査活動を行うなど、議会の役割を踏まえた必要な対応を行うものとする。
- 2 議会は、前項の対応を迅速かつ的確に行うために必要な体制の充実強化その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

第4章 知事等との関係

(知事等との関係の基本原則)

- 第8条 議会は、二代表制の下、知事等と常に緊張ある関係を構築し、事務の執行の監視及び評価を行うとともに政策立案及び政策提言を通じて、県政の発展に取り組みなければならない。
- 2 議会は、合議制の機関としての特性を生かし、知事等との立場及び権能の違いを踏まえ、議会活動を行わなければならない。

(監視及び評価)

- 第9条 議会は、知事等の事務の執行について、事前又は事後に監視する責務を有する。
- 2 議会は、議場における審議、決算の認定、監査の請求、調査の実施等を通じて、県民に知事等の事務の執行についての評価を明らかにする責務を有する。

(政策立案及び政策提言)

第10条 議会は、条例の制定、議案の修正、決議等を通じて、知事等に対し、積極的に政策立案及び政策提言を行うものとする。

第5章 議会の機能の強化

(議会の機能の強化)

第11条 議会は、知事等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言に関する議会の機能を強化するものとする。

(附属機関の設置)

第12条 議会は、議会活動に関し、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、附属機関を設置することができる。

(調査機関の設置)

第13条 議会は、県政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。

- 2 議会は、必要があると認めるときは、前項の調査機関に、議員を構成員として加えることができる。
- 3 第1項の調査機関に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(検討会等の設置)

- 第14条 議会は、県政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、目的を明らかにした上で、議決により、議員で構成する検討会等を設置することができる。
- 2 前項の検討会等に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(文書による質問)

- 第14条の2 議員は、知事等に対し文書による質問を行うことができる。
- 2 前項の質問は、議長に提出しなければならない。
 - 3 前項に定めるもののほか、第1項の文書による質問の手續に関し必要な事項は、別に定める。

(議員間討議)

- 第15条 議員は、議会の権能を發揮するため、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会並びに第13条及び第14条の規定により設置される調査機関及び検討会等において、積極的に議員相互間の討議に努めるものとする。
- 2 議員は、議員間における討議を通じて合意形成を図り、政策立案、政策提言等を積極的に行うものとする。

(研修及び調査研究)

- 第16条 議員は、政策立案及び政策提言能力の向上のため、研修及び調査研究に積極的に努めるものとする。

(政務活動費)

- 第17条 会派及び議員は、調査研究その他の活動に資するために政務活動費の交付を受け、証拠書類を公開すること等によりその用途の透明性を確保するものとする。
- 2 政務活動費に関しては、別に条例の定めるところによる。

第6章 県民との関係

(県民の議会への参画の確保)

- 第18条 議会は、県民の意向を議会活動に反映することができるよう、県民の議会活動に参画する機会の確保に努めるものとする。
- 2 議会は、知事等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言の過程において、参考人、公聴会等の積極的な活用及び県民との意見交換等県民参画に係る制度の充実に努めるものとする。

(広聴広報機能の充実)

- 第19条 議会は、議会に対する県民の意向の把握及び多様な媒体を用いた県民への情報提供に努めるものとする。
- 2 議会は、広聴広報機能の充実を図るため、議員で構成する広聴広報会議を設置する。

(委員会等の公開)

- 第20条 議会は、開かれた議会運営に資するため、委員会等を原則として公開する。

(議会活動に関する資料の公開)

第21条 議会は、三重県情報公開条例（平成11年三重県条例第42号）との整合を図りつつ、議会活動に関する資料を原則として公開し、会議録については、議会図書室において県民が閲覧できるようにしなければならない。

第7章 議会改革の推進

(議会改革推進会議)

第22条 議会は、議会改革に継続的に取り組むため、議員で構成する議会改革推進会議を設置する。

(交流及び連携の推進)

第23条 議会は、他の自治体の議会との交流及び連携を推進するため、独自に又は共同して、分権時代にふさわしい議会の在り方についての調査研究等を行うものとする。

第8章 政治倫理

(政治倫理)

第24条 議員は、県民の負託にこたえるため、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、県民の代表として良心と責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。

2 議会は、議員の政治倫理に関して別に条例を定める。

第9章 議会事務局等

(議会事務局)

第25条 議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備を図るものとする。

2 議会は、専門的な知識経験等を有する者を任期を定めて議会事務局職員として採用する等議会事務局体制の充実を図ることができる。

(議会図書室)

第26条 議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その機能の強化に努めるものとする。

2 議員は、調査研究のため、積極的に議会図書室を利用するものとする。

第10章 補則

(他の条例との関係)

第27条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図るものとする。

(検討)

第28条 議会は、この条例の施行後、常に県民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年6月29日 三重県条例第49号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第14条の次に1条を加える改正規定は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行する。

附 則（平成25年2月28日 三重県条例第5号）
この条例は、平成25年3月1日から施行する。

附 則（平成30年6月11日 三重県条例第62号）
この条例は、公布の日から施行する。

Ⅲ 三重県議会の基本理念と基本方向

(平成14年3月20日決議、平成15年10月10日追加決議)

1 三重県議会の基本理念

「分権時代を先導する議会をめざして」

(1) 大きな変革期の地方行政

21世紀を迎えて、これまでの行政は徹底的な見直しを迫られており、地方行政は大きな変革期を迎えています。

変革の一つ目には、国中心の行政の見直しが挙げられます。これまでの行政は、国が決定したことを地方が実施するという形で進められてきました。国の大臣が知事や市町村長を国の機関として使う制度もありました。その結果、日本国中どこでも同じような地域づくりが進められ、個性や魅力のない地域になってしまいました。こうした状況に対応して、地方分権推進委員会の5次にわたる勧告を受け、いわゆる地方分権一括法が施行されたのは平成12年4月でした。これからの地方行政は、自己決定と自己責任をキーワードにして、自らの力で切り開いていくことが求められています。

二つ目の変革には、官中心の行政からの転換が挙げられます。行政は行政の専門家である官庁に任せておけばよいとの考えが、従来の住民の感覚でした。しかし、官による行政は、国、地方を問わず、行き詰まったり、破綻したりする事例が全国各地で表れてきました。また、これに呼応するかのように、住民が行政に対して積極的な発言を行ったり、行政への参加を求めるようになってきました。

三つ目の変革には、右肩上がりの予算に基づく行政の終焉が挙げられます。経済成長を背景に行政の予算は膨張を続け、それぞれの政策部門による熾烈な予算獲得競争が繰り広げられてきました。その結果、これまでに経験をしたことのない不況の中で、国も地方も大きな負債を抱えることになってしまいました。これからの行政は、限られた予算や資源の中で費用対効果を十分に考えた上で実施せざるを得なくなっています。

(2) 高まる議会の役割

地方行政における議会と執行機関との関係を言えば、まず、執行機関が予算案など政策立案を行い、法律や条例に基づいてこれを議会が決定します。次いで、執行機関は決定された政策を執行し、議会は決算審査のようにその結果を監視・評価することになります。これを受けて、執行機関は新たな政策の立案に戻っていくことになります。

また、住民から選ばれた一方の代表として、執行機関に対し住民の意見を反映した政策、対案を示していくことが求められています。

このことは、憲法や地方自治法に沿ったものであるばかりでなく、議員と知事が共に住民の直接選挙で選ばれる二元代表制の趣旨にもかかなうものです。

これからの行政は、地方分権の流れに沿って、議会と知事が対等の立場で議論し、地域の課題を自ら解決していくため、地域独自政策の重視、住民参加機会の増大、最少の費用で最大の効果を上げる政策の推進が必要となっています。そのため、議会は、政策の決定、監視・評価にとどまらず、住民の多様な意見を反映させた独自の政策立案を行い、条例案として提出するなど政策立案機能を高めていくことがこれまで以上に重要となってきています。

(3) 分権時代を先導する議会をめざして

三重県議会では、時代の要請を先取りして、様々な議会改革に取り組んできました。まず、各種委員会の公開や情報公開、本会議の中継など、県民に開かれた議会の運営に努めてきました。

また、政策課題を集中的に議論する行政改革調査特別委員会、部局横断的な総合行政に対応する予算決算特別委員会を設置するとともに、執行機関の外郭団体への役員就任の廃止を決定し、執行機関と緊張感のある関係を築きました。その結果、議案や決算について厳しい審議や審査を行い、真の議決機関としての努力を続けてきました。

さらに、平成6年からこれまでの間に、数多くの政策に係る議員提出条例を成立させ、住民の立場に立った政策立案に取り組んできました。

加えて、平成15年には、本会議での疑問を通じた徹底的な政策決定に係る議論を行うため、議場を「対面演壇方式」とするとともに、質問・答弁の方法も一括質問方式や一問一答方式を選べるように改善しています。

しかし、改革に終わりはありません。現在、三重県では知事による様々な行政改革が進められています。これらの改革が本当に住民に利益をもたらすことになるのかどうかを見極めることは、住民の代表者として政策の決定、監視・評価を担う議会にとって大きな責務となっています。

そのため、三重県議会では「分権時代を先導する議会をめざして」を基本理念とします。住民が参加しやすく開かれた議会や新しいこと、困難なことに果敢に挑戦する議会を築き上げ、住民の皆様の満足度を高めていき、分権時代を先導する議会になることをめざします。

2 三重県議会の五つの基本方向

三重県議会は、基本理念「分権時代を先導する議会をめざして」を実現するため、次の五つを基本方向として、具体的な取組を進めます。

(1) 開かれた議会運営の実現

住民の代表機関である議会の活動が、住民に分かりやすく、住民が参加しやすい開かれた議会運営を実現します。

そのため、議会中継を充実させるとともに、議会審議の公開に取り組みます。また、議会の活動結果を様々な形で公開、提供していきます。請願、陳情など県民の要望を誠実に処理するとともに、住民が議会活動に参加できる機会を増やしていきます。

(2) 住民本位の政策決定と政策監視・評価の推進

地方行政の一方の代表者である議会本来の機能である政策の決定、監視・評価に住民本位の立場で真摯に取り組みます。

そのため、知事を始めとする執行機関との間に常に緊張感のある関係を築き、本会議や委員会活動を通じて、徹底的な政策決定に係る議論を行うとともに、住民に問題点や論点を明らかにし政策の監視・評価を行っていきます。

(3) 独自の政策提言と政策立案の強化

知事から提出された議案を審議、審査するだけでなく、住民本位の立場から、議員として、会派として、あるいは会派合同で、独自の政策提言や条例案などの政策立案に取り組みます。

そのため、住民の代表者としての立場を明確にしなが、本会議や委員会を通じて、縦割りの部局にとらわれない政策提言、政策立案を行うとともに、他府県や市町村との連携を強めていきます。また、国に対する要望も積極的に行っていきます。

(4) 分権時代を切り開く交流・連携の推進

三重県議会の取組を積極的に情報発信するとともに、全国の地方議会との交流・連携を深め、改革の輪を広げていきます。

そのため、シンポジウムなどへの参加や、新聞、雑誌の取材など三重県議会の取組を紹介することのできる機会を積極的に活用します。さらに、全国都道府県議会議長会や隣接府県との議長会を通じて、また、他府県の議員との意見交換などにより交流・連携の輪を広げていくとともに、県内の市町村議会との意見交換などにより連携を強めていきます。

(5) 事務局による議会サポート体制の充実

政策決定と政策監視・評価、政策提言と政策立案を充実するために、議会事務局による議会や議員のサポート体制を充実させます。

そのため、多様な住民ニーズに応えるため専門的な人材を育成、活用するとともに、議会図書室の機能を充実させます。また、最新情報や幅広い情報を入手するため、情報通信技術の活用を強化していきます。

IV 議会改革の経緯

改革の始まり

平成7年に地方自治体の官官接待や予算の不適正執行が大きな問題として取り上げられるようになったことを契機に、三重県議会においても議長を中心に、議会の諸課題について改革・改善を行うようになりました。

1 議会に係る諸問題検討委員会（平成7年10月31日設置、平成8年2月16日廃止）

各派交渉委員会協議会で議会に係る諸問題について協議を行う「議会に係る諸問題検討委員会」の設置を決定し、議長、副議長及び各会派代表者（自民党、県政会、県民連合）の5人を委員とした委員会を立ち上げ、計5回の協議を行い議会改革案をとりまとめました。平成8年2月27日に全員協議会で同議会改革案を了承しました。

<協議の結果、改革された内容>

- 会期中の休会日は、議案等に係る調査、会議等により登庁した場合のみ旅費を支給
- 優待パスの全廃 ○海外視察の復命書の作成 ○議会広報の充実 等

本格的な改革の取組

その後、地方分権等社会情勢の変化や執行機関の改革に呼応し、本格的な改革に取り組みため、委員会を設置し、幅広い項目について検討し、改革に取り組みました。

2 議会改革検討委員会（平成8年9月6日設置、平成10年5月12日廃止）

各派交渉委員会で一層の議会改革に取り組むこととし、三重県議会改革検討委員会設置要綱を制定し、議長、副議長及び各会派代表者（自民党、県政会、県民連合、共産党）の6人を構成委員とした「議会改革検討委員会」を設置しました。

平成9年2月21日に終了するまでの間計12回開催し、次のような改革を行いました。

<協議の結果、改革された内容>

- 県内調査の際の執行部との懇談会の廃止
- 常任・特別委員会の県内調査への執行部の随行廃止
- 三重県情報公開条例の実施機関に議会が加わること
- 本会議における一般質問のテレビ中継の実施
- 委員会の会議録の作成 等

平成9年6月19日、各派交渉委員会で三重県議会改革検討委員会設置要綱を一部改正し（必要な場合議長の諮問に応じ検討するという改正内容）、副議長及び各会派代表者（自民党、県政会、県民連合、共産党）の5人で構成する「議会改革検討委員会」を再開しました。

再開後の議会改革検討委員会は、平成10年5月12日に廃止されるまで、10回の委員会を開催し、議長の諮問事項について検討し、改革を行いました。

議会改革検討委員会の廃止にあたっては、今後の改革は、議会運営委員会又は代表者会議で必要に応じ検討することとしました。

<協議の結果、改革された内容>

- 選挙区定数調査特別委員会の設置
- 委員会室に入りきれない傍聴者のためのテレビモニターの設置
- 予算決算特別委員会の設置
- 議長交際費・海外視察・県外調査の定期的情報提供
- 委員会・全員協議会・議案聴取会の禁煙
- 政務調査室（現企画法務課）作成資料の図書室での公開 等

3 代表者会議等での議会改革関連協議事項

議会改革検討委員会の廃止後は、必要に応じ代表者会議等で協議し改革を行いました。

<協議の結果、改革された内容>

- 議員連盟を見直し、「議員連盟の設立等に関する要綱」を制定(平成11年7月13日)
- 議長、委員長等の充て職を原則廃止(平成15年4月、平成16年3月)
- 応招旅費を廃止して普通旅費に一元化(全国初 平成16年3月19日議決、平成16年4月1日施行)
- 議員の海外視察調査制度(県単事業、全議員対象、任期中1回、120万円程度)を廃止(平成19年5月)
- 会期等の見直しに伴い、費用弁償の支給対象を整理(平成20年1月1日から実施)
- 非公開の役員改選協議会を廃止し、公開の代表者会議の場において、役員選出の協議を行うこととした。(平成20年5月)
- 平成 21 年5月の改選から、申合わせによる議長の在任期間を2年、副議長の在任期間を1年とすることとした。(平成 20 年9月)
- 平成20年第2回定例会から本会議における議員等の呼称について、敬称を改め、職名に変更(平成20年9月)
- 本会議を除く全会議において、湯茶の提供を廃止(平成20年12月)
- 平成21年4月から平成23年4月までの間、政務調査費交付月額10%を減額(平成21年3月)
- 平成21年度分政務調査費から、海外政務調査を実施した場合には、公開の報告会を実施することとした。(平成21年4月)
- 費用弁償の公務雑費3,000円について、登庁にかかるものを廃止(平成22年12月)
- 平成23年7月から平成24年6月までの間、政務調査費交付月額20%を減額(平成23年6月)
- 議員報酬等に関する在り方調査会を設置(平成23年6月)
- 平成24年7月から平成25年3月までの間、議員報酬月額7.8%、政務調査費交付月額20%を減額(平成24年6月)
- 議員報酬及び政務調査費に関する検討ワーキンググループを設置(平成24年9月)
- 平成25年4月から平成26年3月までの間、議員報酬月額7.8%、政務活動費交付月額20%を減額(平成25年2月)
- 平成26年4月から平成27年4月までの間の、政務活動費交付月額20%を減額(平成26年3月)
- 平成28年度分政務活動費から、領収書等のインターネット公開を行うこととした。(平成29年

- 3月)
- 平成29年4月から平成30年3月までの間の、政務活動費交付月額20%を減額(平成29年3月)
- 平成30年4月から平成31年4月までの間の、政務活動費交付月額20%を減額(平成30年2月)
- 令和元年5月から令和5年4月までの間の、議員報酬月額10%、政務活動費交付月額30%を減額(平成31年3月)

4 二元代表制における議会の在り方検討会(平成13年12月7日設置、平成15年12月12日名称変更、平成17年3月30日廃止)

執行機関において平成14年度からニュー・パブリック・マネジメント(NPM)の考え方による「政策推進システム」が導入されることとなり、議会においては、これに対応した議会の監視・評価機能の在り方を検討する必要が生じたことから、平成13年12月7日に「政策推進システム対応検討会」(平成15年12月12日「二元代表制における議会の在り方検討会」に名称変更)を設置しました。

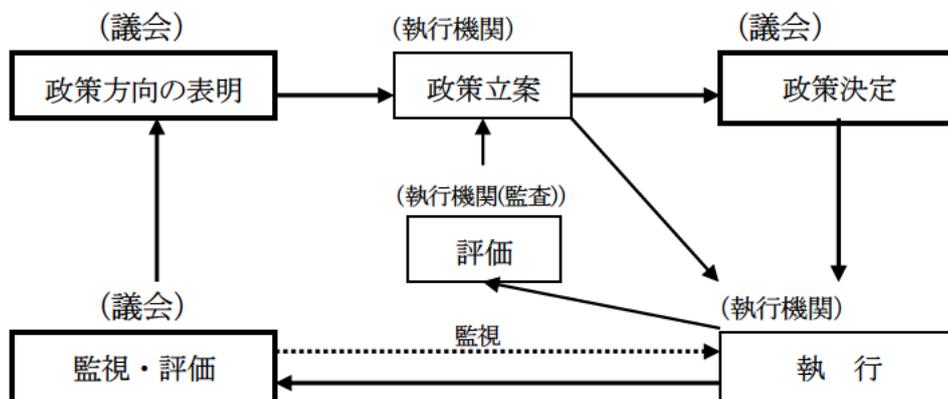
同検討会では、将来にわたり県民の負託に応えることができる議会の在り方、あるべきシステムの構築を目指して調査・検討を行い、平成17年3月30日に最終検討結果報告をとりまとめ、議長に答申しました。

最終報告においては、二元代表制における議会の在り方について、執行機関限りのPlan-Do-Seeサイクルとは別次元の政策サイクルとして新しいシステムの構築を示すとともに、議会基本条例の制定をはじめ8項目にわたり提言を行いました。

<議会の政策サイクル>

執行機関限りのPlan-Do-Seeサイクル(※)とは別次元のサイクルとして「議会による政策方向の表明(Plan) → 政策決定(Decide) → 執行の監視・評価(Do-See)」を提言。(三重県議会「二元代表制における議会の在り方について(最終検討結果報告書)」(平成17年3月))

執行機関の政策立案がされる前に、議会が「政策方向の表明」によって意思表示をし、政策立案が議会の表明した意思に合致するとき「政策決定」を議決として行い、その執行を議会が「監視・評価」して次なる「政策方向の表明」へとつなげていくもの。



※執行機関では、平成25年度から、これまでのPDSサイクルをPDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）に変更しています。

		本会議・広聴広報会議等	委員会等
政策課題の把握・整理	広聴・調査	○現場 de 県議会(応募者がテーマ設定) ○みえ高校生県議会 ○県民意識調査(e-モニター) ○パブリックコメント ○県民の声への対応 ○傍聴者アンケート(全会議対象)	○県内外調査(常任・特別委員会) ○参考人招致 ○請願、陳情案件の調査 ○委員会での調査
	課題設定	○現場 de 県議会 (特定テーマによる意見交換) ○市町議会との交流・連携会議	○常任委員会－重点調査項目の設定 ○特別委員会の設置
政策立案	政策立案	○議員提出条例の検討 ○知事への提言 ○政策セミナー ○検討会等(政策討論会議等) ○調査機関の設置	○議員提出条例の検討 ○公聴会開催 ○参考人招致 ○委員会での調査
決定	審議・議決	○本会議での審議・議決	○委員会での審査・調査
執行		執行機関による執行	
政策評価	執行の監視・評価	○本会議での質問 ○決算の認定	○委員会での審査・調査

5 基本理念と基本方向を定める決議（平成14年3月20日決議、平成15年10月10日追加決議）

三重県議会が目指す方向等について議員が共通認識を持つとともに、県民に分かりやすく伝えるため、分権時代を先導する議会を目指すことを基本理念とする「三重県議会の基本理念と基本方向を定める決議」を全会一致で議決しました。

「基本理念」は、三重県議会が活動する際の最も基本となる精神、心構えを表したものであり、「基本方向」は、基本理念を達成するための三重県議会の4つの基本的取組方向を表したものです。

さらに、平成15年10月10日に、新たに「分権時代を切り開く交流・連携の推進」を5つ目の基本方向として加えて、「基本理念」と「基本方向」を決議し直しました。

6 議会改革推進会議（平成15年10月10日設置）

全議員参加のもとに、地方分権の時代にふさわしい三重県議会及び都道府県議会の在り

方について調査研究を進めるとともに、改革を目指す他の都道府県議会との相互交流を図ることを目的に、議会改革推進会議を設置しました。

(1) 総会・役員会

毎年、役員会及び総会を開催し、時宜に応じたテーマで調査・検討を行っています。

<構成>

総会	全議員
役員会	13人 (新政みえ5、自由民主党県議団4、草莽2、自民党1、日本共産党1)

(令和元年5月15日現在)

(2) 検討プロジェクト会議

必要に応じてテーマごとに設置するもので、これまでに8回設置しています。

- ①会期に関する検討プロジェクトチーム(平成19年6月～12月)
議会の会期に関する諸問題について調査・検討を行うために設置し、計11回開催。
- ②議長等任期に関する検討プロジェクトチーム(平成20年6月～9月)
議長等の任期の申合せの見直しについて調査・検討を行うために設置し、計3回開催。
- ③会期等の見直しに関する検証検討プロジェクト会議(平成21年12月～22年4月)
定例会年2回制とした2年間を検証し、必要な検討を行うために設置し、計7回開催。
- ④会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議(平成23年6月～24年7月)
会期等のさらなる見直しに関する検証及び検討を行うために設置し、計13回開催。
- ⑤議会基本条例に関する検証検討プロジェクト会議(平成23年6月～24年6月)
議会基本条例に関して検証及び検討を行うために設置し、計14回開催。
- ⑥議会改革度の向上及び議会基本条例の改正に関する検討プロジェクト会議(平成29年9月～30年5月)
議会改革度の向上及び議会基本条例の改正に関する検討を行うために設置し、計9回開催。
- ⑦政務活動費の後払いに関する検討プロジェクト会議(平成29年9月～29年12月)
- ⑧議会経費削減に関する検討プロジェクト会議(平成30年7月～31年2月)

(3) 交流・連携の推進

- ①全国自治体議会改革推進シンポジウムの開催
議会改革を目指す全国の自治体議会の議員及び事務局職員等が一堂に会し、地方分権時代にふさわしい自治体議会の在り方と二元代表制を踏まえた改革の方向性について意見交換等を行うために、シンポジウムを開催。平成16年度から計8回開催。
- ②市町議会との交流・連携
県内の自治体議会とより緊密な交流連携を図り、政策提言や議会改革の推進につな

げていくことを目的に開催。

<開催実績>

平成 20 年 8 月「三重県自治体議会交流連携会議」於：伊賀市

平成 22 年 9 月「市町議会と県議会との交流・連携会議」於：志摩市

平成 24 年 2 月「市町議会と県議会との交流・連携全体会議」於：津市

(4) 研修会・勉強会等

議会改革推進会議会員（全議員）を対象にした研修会などを開催しました。

平成 19 年度から計 5 回開催。

(5) 県民ミーティング

県政の重要課題や当面する政策課題をテーマに、県民と議員が自由に意見交換を行いました。平成 17 年度に計 3 回開催し、「人口減少社会をどう切り拓くか」という提言書を取りまとめ、議会へ提言し、さらに正副議長から知事へ提言しています。

(6) 議会改革の特区提案

平成 16 年 10 月に構造改革特区第 6 次提案募集に応募。

<規制緩和を求める項目>

○県議会議長への県議会招集権の付与 ○県議会議員の複数常任委員会への所属

○県議会への附属機関の設置 ○知事が行う専決処分の見直し

(7) 「三重県議会 議会活動計画」及び「4年間を通した議会活動の評価及び次期改選後議会への提言」の策定に向けた検討

平成 27 年に、代表者会議からの依頼を受け、議会改革推進会議において、議員任期 4 年間の主な議会の取組を掲げるとともに、取組成果の確認と継続的な改善活動の仕組みについてまとめた「三重県議会 議会活動計画」の策定に向けた検討を行いました。同計画は、同年 12 月 18 日に、代表者会議において決定されました。

また、平成 31 年 4 月に同計画の計画期間が終了することから、平成 30 年に、代表者会議からの依頼を受け、議会改革推進会議において、「4年間を通した議会活動の評価及び次期改選後議会への提言」の策定に向けた検討を行いました。この評価と提言は、平成 31 年 3 月 14 日に、代表者会議において決定されました。

7 議会改革諮問会議（平成 21 年 3 月 25 日設置、平成 23 年 4 月 29 日廃止）

三重県議会基本条例第 12 条の規定に基づき、学識経験者等 5 人で構成する附属機関を、都道府県議会としては全国で初めて条例により設置し、議会活動に関し評価・改善を行うことで、県民満足度の高い議会を目指していくこととしています。平成 22 年 5 月 14 日には第一次答申が、平成 23 年 1 月 24 日には最終答申が提出されました。

<委員> 江藤俊昭氏（会長、山梨学院大学教授）、廣瀬克哉氏（法政大学教授）

駒林良則氏（立命館大学教授）、相川康子氏（前神戸大学准教授、NPO 政策研究所専務理事）、岩名秀樹氏（元三重県議会議長）

<検証のための調査>

○県民アンケート（平成 21 年 11 月）

○議員アンケート、ヒアリング（平成 21 年 11～12 月）

○県職員アンケート（平成 22 年 2 月）

- 市町議会アンケート、ヒアリング(平成 22 年1～2月)
- NPO、大学等ヒアリング(平成 22 年3～4月)
- 議会・会派・議員活動にかかる状況把握アンケート(平成 22 年9月)
- 会派活動ヒアリング(平成 22 年9月)
- 会期等の見直しにかかる外部検証(平成 22 年 10～12 月)

<最終答申の項目>

- (1) 市町議会との交流・連携
 - 交流・連携会議の継続・改善（広域的な地域課題や住民ニーズの把握）
 - 県・市町の全体会議（自治体議会に共通した課題への対応）
 - 県と市町との協議の場の設置
- (2) 政策広聴広報の取組
 - 出前県議会、議会報告会
 - 議会モニター制度
 - 請願者等の説明機会の保障 など
- (3) 広域自治体議会の役割
 - 二元代表制の在り方（全国議会改革シンポジウム等）
 - 県議会議員の身分・報酬（活動実態にふさわしい議員の位置付け等）
 - 事務局による議会サポート体制の充実 など
- (4) 会期のさらなる見直し
 - 通年議会を前提にした議会スケジュール等
- (5) 議員間討議の充実
 - 本会議での議論方法の改善（議会全体で論点を明確化）
 - 委員会運営等の改善（委員任期2年間等）
 - 政務調査の充実（委員会の県外調査を廃止し、政務調査活動を充実）
 - 会派活動の役割（会派は議員個人の活動を支援）
 - 議員研修の充実 など
- (6) その他
 - 議会基本条例の見直し
 - 議会基本計画の策定
 - 附属機関の在り方（附属機関委員の身分等） など

8 議長による議会改革試案の提示・検討・実践（平成 21 年5月～平成 23 年4月）

平成 21 年5月から申合わせによる議長の在任期間が 2 年間となるにあたり、議長から「議会改革試案（議長マニフェスト）」が提示され、個別案件ごとに内容を検討し、可能なものから実践しています。

<議会改革試案と対応状況>

- (1) 蓄積された「議会資産」とネットワーク化による新価値創造！
 - （議会に関する学識者・研究者のサポーター的人材バンクの構築など）
 - 平成 23 年3月、三重県議会の議会改革に関係してきた有識者の人材リストを作成
- (2) 行政計画、年次予算に議会はどう対処するか！

(第3次戦略計画検討会の設置など)

→平成22年3月、「三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例」を一部改正し、総合計画の戦略計画を議決対象とした。

平成22年9月～全員協議会を中心に調査審議

(3) 議会議論への県民参画の推進！ 議員間討議の更なる充実！

(議会独自のパブリックコメント、委員会調査資料等の議会ホームページでの事前公開など)

→平成21年12月～委員会調査資料を議会ホームページで事前公開

(4) 二元代表制における議会の更なる自立を求めて！

(政治的任用制度の導入、公共政策大学院等とのインターンシップ制など)

→平成21年9月～公共政策大学院とインターンシップ制度を試行・導入

(5) 議会の一層の情報公開に向けて！(編集アドバイザーの導入など)

→平成21年11月～編集アドバイザー制度を導入

(6) 「議長マニフェスト」外部評価委員会を設置します！

(定例会年2回制における議会の在り方、政務調査費の在り方、自治法改正要望など)

→「会期等の見直しに関する検証検討プロジェクト会議」を設置し、平成22年4月に調査報告

<議会改革年表>

年月	項目	決定・実施機関 関係する議会基本条例
H7.10	「議会に係る諸問題検討委員会」を設置	各派交渉委員会
H8.2	同委員会の改革案を各派交渉委員会で承認	各派交渉委員会
H8.8	優待パスの全廃、海外視察復命書の作成等	全員協議会
H8.9	「議会改革検討委員会」を設置 *H10.5廃止	各派交渉委員会
H9.10	「行政改革調査特別委員会」を設置 *H16.5廃止	
H10.2	女性議会を開催	
H10.5	「予算決算特別委員会」を設置、委員会にモニターテレビ設置、議長交際費の情報提供等	議会改革検討委員会
H10.11	中高生と県議会議員の語る会を開催	
H11.5	「選挙区調査特別委員会」を設置	
H11.7	「議員連盟の設立等に関する要綱」を制定	代表者会議
H12.3	議員定数を削減(55人→51人) *H15.4一般選挙から適用	
H12.3	会議録検索システムを導入	
H12.4	政務調査課を設置、政策法務担当を設置	事務局
H12.4	職員を参議院法制局へ派遣(1人、2年間)	事務局
H12.5	正副議長の選出にあたり立候補者の所信表明会を公開開催	
H13.1	分権時代の「三重」を考える県・市町村議会議員の集い	
H13.4	政策法務監を設置	事務局
H13.6	一般質問のテレビ中継	議会改革検討委員会
H13.12	「政策推進システム対応検討会」を設置 *H15.2に中間報告	
H14.2	「分権時代を先導する議会」を実現するための集い	
H14.3	三重県議会の基本理念と基本方向を定める決議	本会議
H14.4	職員を衆議院法制局へ派遣(1人、2年間)	事務局
H15.2	議場を 対面演壇方式 に変更、 一問一答方式 を含む分割質問方式を導入	議会運営委員会
H15.2	傍聴席での写真、ビデオ、録音等を解禁	
H15.10	「三重県議会の基本理念と基本方向を定める決議」に「交流・連携の推進」を追加決議	本会議
H15.10	「 三重県議会議会改革推進会議 」を設置	議会改革推進会議
H15.12	「東紀州地域経営創造会議」を執行部と協働で設置	
H16.2	「二元的代表制と今後の議会のあり方」講演会	
H16.3	執行機関の審議会委員等における議員充て職の原則辞退	行政改革調査特別委員会
H16.3	三重県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案(応招旅費廃止、普通旅費に一元化)可決	

年月	項目	決定・実施機関 関係する議会基本条例
H16.4	職員を衆議院法制局へ派遣(1人、2年間)	事務局
H16.5	予算決算特別委員会の抜本的改革	議会運営委員会
H16.5	「行政の在り方調査特別委員会」を設置 *H17.5廃止	
H16.9	代表質問・一般質問のインターネット録画配信	
H16.10	構造改革特区提案	議会改革推進会議
H16.11	東紀州地域経営創造会議から知事へ東紀州活性化に向けた提言	
H17.1	第1回全国自治体議会議会改革推進シンポジウムを開催(四日市市)	議会改革推進会議
H17.2	議長の私的諮問機関「三重県議会公営企業事業の民営化検討委員会」を設置	
H17.3	「二元代表制における議会の在り方について」最終報告	二元代表制における議会の在り方検討会
H17.4	第28次地方制度調査会第19回専門小委員会での意見交換	議長
H17.4	特別委員会の地元地域開催と知事への提言(4月以降)	地域医療・次世代育成、 観光・文化調査
H17.5	「議会基本条例研究会」を設置	
H17.6	「二元代表制と議会基本条例」講演会を開催	議会改革推進会議
H17.9	本会議、常任・特別委員会のインターネット生中継・録画中継の配信開始	
H17.9	議長の私的諮問機関「環境保全事業団経営健全化検討会」を設置	
H17.12	同検討会から議長へ答申し、議会から知事へ提言	
H17.12	「県民ミーティング」を開催(～H18.3、計3回)	議会改革推進会議
H18.3	「公営企業事業民営化検討委員会」の報告を受けて正副議長から知事へ提言	公営企業事業民営化検討会・代表者会議
H18.4	職員を衆議院法制局へ派遣(1人、2年間)	事務局
H18.4	第2回全国自治体議会議会改革推進シンポジウム「議会改革勉強会」を開催(東京)	議会改革推進会議
H18.4	「議会基本条例講演会」を開催	議会基本条例研究会
H18.4	「県民ミーティング」の「人口減少社会をどう切り拓くか」という報告を受けて正副議長から知事へ提言	議会改革推進会議・代表者会議
H18.5	「議会基本条例検討会」を設置	
H18.6	「全国都道府県議会改革の推進について」全国都道府県議会議長会へ要望	群馬・和歌山・三重県議会議長連名
H18.9	議会基本条例(素案)を公表	
H18.11	第3回全国自治体議会議会改革推進シンポジウム「地方議会フォーラム2006」を開催(津市)	議会改革推進会議
H18.11	第1回マニフェスト大賞 ベストホームページ賞受賞	ローカルマニフェスト推進 地方議員連盟

年月	項目	決定・実施機関 関係する議会基本条例
H18.12	三重県議会基本条例案可決	
H18.12	三重県議会議員の政治倫理に関する条例案可決	
H18.12	委員会の傍聴を許可制から原則公開に委員会条例を改正	第20条
H19.1	「住民自治セミナー～地方財政を考えよう～」を開催	
H19.3	三重県政務調査費の交付に関する条例一部改正案(1件1万円以上は領収書添付)可決	第17条
H19.4	議会図書室でバーコードによる図書管理を開始	第26条
H19.4	「公営企業事業の民営化検討委員会」の報告を受けて設けられた「協議の場」の報告を受けて議長声明を公表	公営企業事業の民営化検討委員会、代表者会議
H19.4	予算決算常任委員会を設置	第6条
H19.5	議員の海外視察調査制度を廃止	代表者会議 第7条
H19.6	議長定例記者会見を開始(毎月1回)	第19条
H19.6	道州制・地方財政制度調査検討会を設置	第14条
H19.6	政策討論会議を設置(新しい県立博物館整備のあり方)	第14条
H19.6	議会改革推進会議に「会期に関する検討プロジェクトチーム」を設置	第22条
H19.7	「三重県地方議会交流記念講演会」を開催(講演:王毅中華人民共和国駐日本国特命全権大使)	第23条
H19.9	みえ県議会出前講座を開始	第19条
H19.10	「新県立博物館整備にかかる基本的考え方」を知事へ提言	
H19.11	第2回マニフェスト大賞 特別賞受賞	ローカルマニフェスト推進 地方議員連盟
H19.11	議員提出条例に係る申合せを取り決め	代表者会議
H19.12	定例会の招集回数に関する条例の一部改正案(年2回招集)可決	第6条
H19.12	政策討論会議を設置(福祉医療費助成制度の見直し)	第14条
H19.12	食の安全・安心の確保に関する条例検討会を設置	第14条
H19.12	水力発電事業の民間譲渡に伴う宮川流域諸課題解決のためのプロジェクト会議を設置	第14条
H20.1	定例会年2回制を開始	
H20.1	福祉医療費助成制度の見直しについて知事へ申し入れ →6月に議会の提言を反映した補正予算を可決	
H20.3	「道州制・地方財政制度調査検討会報告書」をまとめ知事へ要望	
H20.3	三重県政務調査費の交付に関する条例一部改正案(同年4月から全ての支出に領収書等を添付)可決	第17条
H20.4	職員を衆議院法制局へ派遣(1人、2年間)	第25条
H20.4	第4回全国自治体議会改革推進シンポジウムを開催(桑名市)	三重県議会・議会改革推進会議主催 第22,23条

年月	項 目	決定・実施機関 関係する議会基本条例
H20.4	第1回紀伊半島三県議会交流会議を開催 ※以降、毎年開催	第 23 条
H20.5	議事堂内分煙についてのワーキンググループを設置(計2回)	代表者会議
H20.5	三重県地域づくり推進条例案可決	第 10 条
H20.5	議案等に対する議員の賛否状況を県議会ホームページで公表開始	第7条
H20.5	役員選出の協議を公開	代表者会議、第7条
H20.6	三重県食の安全・安心の確保に関する条例案可決	第 10 条
H20.6	議員提出条例に係る検証検討会を設置	第 14 条
H20.6	議会改革推進会議に「議長等任期に関する検討プロジェクトチーム」を設置	第 22 条
H20.6	政務調査費に関するワーキンググループを設置(計 12 回)	代表者会議
H20.8	「三重県自治体議会交流連携会議」を開催(伊賀市)	三重県議会・議会改革推進会議主催 第 22,23 条
H20.9	「財政問題調査会」を設置	第 13 条
H20.10	財政問題調査会から第一次答申が提出	第 13 条
H20.10	財政問題に関する政策討論会議を開催	第 14 条
H20.10	公聴会の開催(「美(り)まし国おこし・三重」三重県基本計画の策定について)	政策総務常任委員会 第 18 条
H20.10	水力発電事業の民間譲渡に伴う宮川流域課題解決のためのプロジェクト会議報告書をまとめ知事へ提言	
H20.12	政務調査費ガイドラインを改正 (議員の食事代の計上、雇用・賃貸借に係る証拠書類の取扱等)	代表者会議
H20.12	財政問題調査会から第二次答申が提出	第 13 条
H20.12	議会改革推進会議において、県選出四日市港管理組合議会議員の在任期間を検討	第 22 条
H21.2	三重県リサイクル製品利用推進条例の運用について申入書をまとめ知事へ提言	
H21.3	政務調査費ガイドラインを改正 (有料道路利用の証拠書類、備品の取扱等)	代表者会議
H21.3	三重県リサイクル製品利用推進条例の一部を改正する条例案可決	第 10 条
H21.3	三重県議会議会改革諮問会議設置条例案可決	第 12 条
H21.3	政務調査費を1割減額する条例案可決(平成 21 年4月～23 年4月)	第 17 条
H21.4	第5回全国自治体議会改革推進シンポジウムを開催(津市)	三重県議会・議会改革推進会議主催 第 22,23 条
H21.4	政務調査費ガイドラインを改正 (海外政務調査実施後の報告の取扱等)	代表者会議
H21.4	公聴会の開催(「県立病院改革に関する考え方(基本方針)(案)」について)	健康福祉病院常任委員会 第 18 条
H21.4	財政の健全化に向けた提言を知事へ行う	

年月	項 目	決定・実施機関 関係する議会基本条例
H21.5	申合せにより平成 21 年5月の改選から議長の在任期間を2年間、副議長の在任期間を1年間とする	代表者会議
H21.5	議長から「議会改革試案」(議長マニフェスト)が示される	
H21.6	三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例の一部を改正する条例案可決	第 10 条
H21.6	「議員定数等検討会議」を設置し、議員定数及び選挙区について検討。同年 12 月に検討結果報告	第 14 条
H21.9	公共政策大学院等とのインターンシップ制を試行(2人)	第 25 条
H21.10	三重県議会議会改革諮問会議を開催	第 12 条
H21.11	広聴広報会議において編集アドバイザー制度を検討し、導入することが代表者会議で決定	第 19 条
H21.12	広聴広報会議において「委員会説明資料のホームページへの掲載」について検討し、12 月の委員会から実施	第 19 条
H21.12	議会改革推進会議に「会期等の見直しに関する検証検討プロジェクト会議」を設置(計7回)※平成 22 年4月に調査報告	第 22 条
H22.3	三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例の一部を改正する条例案可決(県総合計画の戦略計画(施策以上)を議決対象とする)	第 10 条
H22.4	職員を衆議院法制局へ派遣(1人、2年間)	第 25 条
H22.5	議会改革諮問会議から第一次答申が提出	第 12 条
H22.8	第6回全国自治体議会改革推進シンポジウムを開催(大阪市)	三重県議会・議会改革推進会議主催 第 22,23 条
H22.8	公共政策大学院とのインターンシップ制を実施(2人)	第 25 条
H22.9	市町議会と県議会との交流・連携会議を開催(志摩市)	三重県議会・議会改革推進会議主催 第 22,23 条
H22.10	都道府県議会にかかる議会改革度調査で第1位	日本経済新聞社
H22.10	みえ出前県議会を開催(テーマ「県議会への女性参画」)	第 18 条
H22.11	第5回マニフェスト大賞「最優秀議会改革賞」受賞	ローカルマニフェスト推進 地方議員連盟
H22.11	みえ出前県議会を開催(テーマ「NPOの資金確保」)	第 18 条
H22.12	議会改革度調査 2010 で第4位(都道府県議会で第1位)	早稲田大学マニフェスト研究所
H23.1	議会改革諮問会議から最終答申が提出	第 12 条
H23.6	「議員報酬等に関する在り方調査会」を設置	第 13 条
H23.6	議会改革推進会議に「会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議」を設置	第 22 条
H23.6	議会改革推進会議に「議会基本条例に関する検証検討プロジェクト会議」を設置	第 22 条
H23.6	政務調査費を2割減額する条例案可決(平成 23 年7月～24 年6月)	第 17 条

年月	項 目	決定・実施機関 関係する議会基本条例
H23.7	第1回三重県議会トップセミナーを開催(テーマ「観光まちづくりの現状とこれからの方向性」)	第16条
H23.9	公共政策大学院とのインターンシップ制を実施(2人)	第25条
H23.9	「歯と口腔の健康づくり推進条例検討会」を設置	第14条
H23.10	第2回三重県議会トップセミナーを開催(テーマ「今後のエネルギー政策の在り方と再生可能エネルギー計画について」「再生可能エネルギー導入の課題と対応」)	第16条
H23.11	みえ現場 de 県議会を開催(テーマ「離島振興」)	第18条
H23.11	みえ現場 de 県議会を開催(テーマ「女性の声を県政に」)	第18条
H23.12	第3回三重県議会トップセミナーを開催(テーマ「議員による条例づくりのススメ」)	第16条
H23.12	平成23年三重県議会10大ニュースを県民参加により選定	第18条
H24.1	議員報酬等に関する在り方調査会から中間報告提出	第13条
H24.1	第4回三重県議会トップセミナーを開催(テーマ「今後の我が国の成長戦略について」)	第16条
H24.2	市町議会と県議会との交流・連携会議「全体会議」を開催(テーマ「防災」)	三重県市議会議長会、三重県町村議会議長会、三重県議会・議会改革推進会議主催 第22,23条
H24.3	みえ歯と口腔の健康づくり条例案可決	第10条
H24.4	職員を衆議院法制局へ派遣(1人、2年間)	第25条
H24.5	「議員提出条例検証特別委員会」を設置	第6条
H24.6	三重県議会基本条例の一部を改正する条例案可決	第28条
H24.6	議員報酬等に関する在り方調査会から最終報告提出	第13条
H24.6	議員報酬を月額7.8%減額、政務調査費を2割減額する条例案可決(平成24年7月～25年3月)	第17条
H24.7	第5回三重県議会トップセミナーを開催(テーマ「三重県におけるスポーツ振興策」)	第16条
H24.9	文書質問制度の導入	第14条の2
H24.9	「議員報酬及び政務調査費に関する検討ワーキンググループ」を設置(計9回開催)	代表者会議
H24.9	公共政策大学院とのインターンシップ制を実施(2人)	第25条
H24.10	三重県議会定例会の招集回数に関する条例の一部を改正する条例案可決	第6条
H24.10	「三重県飲酒運転防止に関する条例検討会」を設置	第14条
H24.10	みえ現場 de 県議会を開催(テーマ「もうかる農業への女性参画」)	第18条

年月	項 目	決定・実施機関 関係する議会基本条例
H24.11	「議会改革度調査 2012」で第1位(全議会)	早稲田大学マニフェスト研究所
H24.11	「議会改革度に関する第2回調査」で第1位(都道府県議会)	日本経済新聞社産業地域研究所
H24.11	第6回三重県議会トップセミナーを開催(テーマ「グローバル化時代の企業経営と地域振興」)	第 16 条
H24.11	第7回全国自治体議会改革推進シンポジウムを開催(津市)	三重県議会・議会改革推進会議主催 第 22,23 条
H24.12	平成 24 年三重県議会 10 大ニュースを県民参加により選定	第 18 条
H25.1	定例会年1回制(通年議会)を開始	
H25.1	「選挙区調査特別委員会」を設置	第6条
H25.1	第7回三重県議会トップセミナーを開催(テーマ「式年遷宮を契機とした地域の活性化」)	第 16 条
H25.2	みえ現場 de 県議会 を開催(テーマ「ものづくり産業振興」)	第 18 条
H25.2	三重県地域産業振興条例の一部を改正する条例案可決	第 10 条
H25.2	議員提出条例の検証に伴う関係条例の整理に関する条例案可決	第 10 条
H25.2	三重県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例案可決	第 17 条
H25.2	第8回三重県議会トップセミナーを開催(テーマ「政権交代後の地方制度改革・地域政策の行方」)	第 16 条
H25.2	議員報酬を月額 7.8%減額、政務活動費を2割減額する条例案可決(平成 25年4月～26年3月)	第 17 条
H25.3	政務調査費ガイドラインを改正 (地方自治法改正への対応、記載例の充実)	代表者会議
H25.6	三重県飲酒運転 ^{ゼロ} をめざす条例案可決	第 10 条
H25.6	第1回三重県議会政策セミナーを開催(テーマ「感動を呼ぶ番組づくり～フィルムコミッションと観光振興～」)	第 16 条
H25.9	「通年議会の充実」のための議員アンケートを実施	
H25.9	三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例の一部を改正する条例案可決	第 10 条
H25.9	公共政策大学院とのインターンシップ制を実施(2人)	第 25 条
H25.10	みえ現場 de 県議会 を開催(テーマ「子ども子育て支援」)	第 18 条
H25.11	第2回三重県議会政策セミナーを開催(テーマ「ふりかえれば30年―天満浦百人会のまちづくり―」)	第 16 条
H25.11	本会議、委員会等におけるパソコン、タブレット端末及びスマートフォン使用の試行を開始	議会運営委員会等

年月	項目	決定・実施機関 関係する議会基本条例
H25.11	「三重県食の安全・安心の確保に関する条例検証検討会」を設置	第14条
H25.12	平成25年三重県議会10大ニュースを県民参加により選定	第18条
H26.1	第3回三重県議会政策セミナーを開催(テーマ「再生可能エネルギーを活用した地域活性化～三重県での導入と効果～」)	第16条
H26.2	みえ現場 de 県議会 を開催(テーマ「観光産業の振興」)	第18条
H26.2	「みえ県議会だより」のデータ放送による試験放送を開始	第19条
H26.3	第4回三重県議会政策セミナーを開催(テーマ「向こう三軒両隣 皆で助け合うために」)	第16条
H26.3	三重県食の安全・安心の確保に関する条例の一部を改正する条例案可決	第10条
H26.3	本会議、委員会等におけるパソコン、タブレット端末及びスマートフォン使用の本運用を開始	議会運営委員会等
H26.3	政務活動費を2割減額する条例案可決(平成26年4月～27年4月)	第17条
H26.4	職員を衆議院法制局へ派遣(1人、2年間)	第25条
H26.4	「みえ県議会だより」のデータ放送による本放送を開始	第19条
H26.5	三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例案可決	第6条の2
H26.8	みえ高校生県議会 を開催	第18条
H26.9	公共政策大学院とのインターンシップ制を実施(1人)	第25条
H26.10	三重県議会議員勉強会を開催(テーマ「地方公会計改革と議会の役割」)	第16条
H26.11	みえ現場 de 県議会 を開催(テーマ「森林づくりと森林を支える社会づくり」)	第18条
H26.12	三重県議会議員勉強会を開催(テーマ「人口減少社会における地方創生～子育て支援の取組から～」)	第16条
H27.1	議会改革推進会議において、議員任期4年間を見据えた議会活動についての提案を決定	第22条
H27.6	「地方創生に関する政策討論会議」を設置	第14条
H27.7	三重県議会議員勉強会を開催(テーマ「人口減少社会の移住・定住促進～地域における魅力ある生き方『半農半X』～」)	第16条
H27.9	公共政策大学院とのインターンシップ制を実施(2人)	第25条
H27.9	「地方創生に関する提言」をとりまとめ知事へ提言を行う	

年月	項目	決定・実施機関 関係する議会基本条例
H27.10	「三重県手話言語に関する条例検討会」を設置	第 14 条
H27.11	みえ現場 de 県議会 を開催(テーマ「若者の声を県政に」～地方創生と人口減少対策～)	第 18 条
H27.12	三重県議会議員勉強会を開催(テーマ「多様化する広報媒体と、その特徴を活かした効果的な広報」)	第 16 条
H27.12	「三重県議会 議会活動計画」を策定	第 22 条
H28.1	三重県議会議員勉強会を開催(テーマ「地方創生と三重大学の役割」)	第 16 条
H28.2	みえ現場 de 県議会 を開催(テーマ「鳥獣害に強い地域づくり」)	第 18 条
H28.3	各常任委員会の1年間の活動の振り返りを試行的に実施	第 22 条
H28.4	職員を衆議院法制局へ派遣(1人、2年間)	第 25 条
H28.4	「みえ県議会だより」をタブロイド判とし、新聞折り込みを開始	第 19 条
H28.6	三重県手話言語条例案可決	第 10 条
H28.8	みえ高校生県議会 を開催	第 18 条
H28.9	公共政策大学院とのインターンシップ制を実施(1人)	第 25 条
H28.9	三重県議会議員勉強会を開催(テーマ「子どもの貧困対策について」)	第 16 条
H28.11	第8回全国自治体議会改革推進シンポジウム を開催(四日市市)	第 22,23 条
H28.11	三重県議会議員勉強会を開催(テーマ「手話の普及をめぐる現状と課題」)	第 16 条
H29.1	みえ現場 de 県議会 を開催(テーマ「女性活躍の推進～中小企業の現場で～」)	第 18 条
H29.3	三重県議会議員勉強会を開催(テーマ「女性の職業生活における活躍推進について」)	第 16 条
H29.3	政務活動費にかかる領収書等のインターネット公開を決定(平成 29 年 7 月以降)	第 17 条
H29.3	政務活動費を 2 割減額する条例案可決(平成 29 年 4 月～30 年 3 月)	第 17 条
H29.9	公共政策大学院とのインターンシップ制を実施(2 人)	第 25 条
H29.9	議会改革推進会議に「 議会改革度の向上及び議会基本条例の改正に関する検討プロジェクト会議 」を設置	第 22 条
H29.9	議会改革推進会議に「 政務活動費の後払いに関する検討プロジェクト会議 」を設置	第 22 条
H29.11	みえ現場 de 県議会 を開催(テーマ「文化振興～地域の文化・歴史を後世に伝えるために～」)	第 18 条

年月	項 目	決定・実施機関 関係する議会基本条例
H30.1	みえ現場 de 県議会を開催(テーマ「観光・交流の推進～地域の観光資源が光輝く未来へ～」)	第 18 条
H30.3	政務活動費を2割減額する条例案可決(平成 30 年4月～31 年4月)	第 17 条
H30.4	職員を衆議院法制局へ派遣(1人、2年間)	第 25 条
H30.6	三重県議会基本条例の一部を改正する条例案可決	第 28 条
H30.6	障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例案可決	第 10 条
H30.6	「大規模な災害等緊急事態への県議会の対応に関する検討会」を設置	第 14 条
H30.7	議会改革推進会議に「議会経費削減に関する検討プロジェクト会議」を設置	第 22 条
H30.8	みえ高校生県議会を開催	第 18 条
H30.9	公共政策大学院とのインターンシップ制を実施(1人)	第 25 条
H30.10	三重県議会議員勉強会を開催(テーマ「これからの議会改革に問われるもの」)	第 16 条
H30.11	みえ現場 de 県議会を開催(テーマ「ダイバーシティ社会の推進」)	第 18 条
H30.12	三重県議会議員勉強会を開催(テーマ「災害時における議会・議員の役割と取組」)	第 16 条
H31.3	議員報酬を月額 10%減額、政務活動費を3割減額する条例案可決(令和元年5月～5年4月)	第 17 条
H31.3	「4年間を通した議会活動の評価及び次期改選後議会への提言」を決定	第 22 条

V 改革の取組概要

1 開かれた議会運営の実現

住民の代表機関である議会の活動が、住民にわかりやすく、また、住民が参加しやすい、開かれた議会運営の取組

(1) 住民にわかりやすい議会運営の推進

① 広聴広報会議の設置

三重県議会基本条例第19条第2項の規定に基づき設置されている広聴広報会議(平成18年12月設置)では、県議会における効果的な広聴広報の取組について協議・調整しています。

○組織：11人以内で構成 ○任期：1年 ○座長：副議長

○所掌事務：議会広聴広報計画、議会広報紙、電波広報、新聞広報、インターネットを活用した広聴広報、議会に関する県民の意見及び提案、その他

② 会議の公開、中継等の状況

	公開	TV中継	ネット中継 (生・録画)	会議録公開	備考
本会議	○	○※1	○	○	
行政部門別常任委員会	○		○	○	県内外調査概要を公開
予算決算常任委員会	○	○※1	○	○	県外調査概要を公開
議会運営委員会	○		○※2	○(概要)	県外調査概要を公開
特別委員会	○		○	○	県内外調査概要を公開
代表者会議	○			○(概要)	
全員協議会	○		○	○(概要)	
議案聴取会	○				
委員長会議	○			○(概要)	
広聴広報会議	○			○(概要)	

1 県議会の会議は、議会基本条例第20条により原則として公開

※1 TV中継は、本会議の代表(S56.1～)・一般質問(H13.6～)、予算決算常任委員会の総括質疑(一般・特別会計決算、当初予算)(H16.12～)を対象 H31年度予算：55,844千円

2 インターネット中継(H16.6～) <http://www.pref.mie.lg.jp/GIKAI/>
H31年度予算：2,458千円(初期投資約300万円)

※2 議会運営委員会のネット中継は、上程日提出予定議案について協議を行う会議のみ実施
H30年度アクセス数(議会事務局トップページ41,244)
:本会議1,738(生1,186録画552)、委員会2,857(生2,766録画91)

3 会議録は、ホームページに掲載して公開

4 文書の公開：平成9年10月1日から三重県情報公開条例の実施機関として、平成9年4月以降に作成された公文書を対象に情報公開を実施

③ みえ県議会だより

平成26年度にはテレビのデータ放送による「みえ県議会だより」の配信を開始するとともに、紙媒体による「みえ県議会だより」については自治会等を通じた各戸配布を廃止し、公共施設やショッピングセンター等への配置を始めました。その後、より効果的な情報発信の方法について改めて検討を行い、平成28年度から平成30年度までデータ放送について執行部の新データ放送の中で県議会日程などを放送しました。また、紙媒体による「みえ県議会だより」をA4判からタブロイド判に変更し、新聞折込を始め

るとともに、施設配置を行っています。

年7回発行、H31年度予算：印刷関係経費(新聞折込含む)36,767千円

④ テレビ広報

代表・一般質問の生中継、予算決算常任委員会総括質疑の生中継のほか、議会ハイライト(5、12、3月)を編集して放映しています。(H13～三重テレビ放送)

H31年度予算：69,695千円

⑤ 新聞広報

ア 広聴広報事業広告「広報みえ」(年1回)…6紙5段 H31年度予算：3,157千円

イ 三重県議会新聞(8月、12月)…4頁別冊(S59年～伊勢新聞)

H31年度予算：10,900千円

⑥ 三重県議会ホームページの運用・管理

県民に分かりやすく、県民が参加しやすい開かれた議会運営を実現するため、ホームページを開設し、議会活動を広く県民に情報発信しています。

【主な掲載内容】

- 本会議・委員会等のインターネット生中継、録画配信
- 本会議・委員会等の会議録、会議資料
- 議案等に対する議員の賛否状況
- 会議日程
- 議会改革の取組 など

<http://www.pref.mie.lg.jp/KENGIKAI/>

⑦ 「みえ県議会出前講座」の実施

三重県議会をはじめとした地方自治に対する親近感の醸成と将来の住民自治を担う県民としての意識の涵養に寄与することを目的として、学校からの申込みを受けて、児童、生徒、学生に対して、三重県議会の仕組みや議会改革の取組について、広聴広報会議委員2人が出向いて分かりやすく説明し、質疑応答を行う「みえ県議会出前講座」を平成19年9月から実施しています。また、平成30年11月に実施要領を、主権者教育、キャリア教育の視点等も盛り込んで改正しています。

年度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
件数	10	11	7	7	4	6	8	8	16	8
人数	497	722	276	330	191	430	361	453	1,136	968

⑧ 議長定例記者会見の実施

議長から、生の声で分かりやすく議会に係る情報発信を行うことにより、議会活動への関心が高まるよう、平成19年6月から議長定例記者会見を月に1回実施し、インターネットによる生中継と録画配信、会見録の公表を行っています。また、平成29年2月から手話通訳を導入しています。

⑨ 編集アドバイザーによる勉強会の開催

県議会だよりや議会ホームページ、県議会新聞などが、県民により分かりやすいものとなるよう、必要に応じて、外部から広報に関する専門家（編集アドバイザー）を招き、勉強会を開催しています。

<活用実績 H21：1件、H24：1件、H25：1件>

⑩ 委員会資料の議会ホームページ掲載

平成21年12月から常任委員会及び特別委員会で配付する資料について、当日の会議開始の概ね30分前に議会ホームページで公開しています。

<http://www.pref.mie.lg.jp/KENGIKAI/48880011031.htm>

⑪ 議案等に対する賛否状況の公表

議員の議案等に対する賛否状況は、有権者が議員の行動を知るうえで重要な情報であり、その情報公開を求める声が高まっていること、議決結果について県民に説明する責務があることなどから、平成20年5月16日以降の採決について議案等に対する議員別の賛否等の状況を議会ホームページで公表しています。

<http://www.pref.mie.lg.jp/KENGIKAI/07976009017.htm>

⑫ 正副議長の選出

正副議長の選出経過を県民に明らかにするため、平成12年5月から正副議長の選出に先立ち、立候補者に議場外で所信表明の機会を付与することとし、所信表明会を公開で開催した後、翌日の本会議において、投票による正副議長選挙を行うこととしています。

⑬ 三重県議会の活動10大ニュースの選定・公表

平成19年から、県議会の取組を広く発信し、県民の県議会への関心を高めるため、年間の県議会の活動10大ニュースを公表しています。平成23年からは、県民参加の手法を取り入れており、県民や議員による投票結果を参考に選定しています。

⑭ 三重県議会 Facebook ページの運用・管理

平成31年3月から、開かれた県議会の推進に資するため、三重県議会 Facebook ページを開設し、SNS の特性を活かして、三重県議会に関する情報等を県内外に向けて広く迅速に発信しています。

【主な掲載内容】

- 三重県議会の日程（変更）のお知らせ
- 三重県議会主催事業、催し物のご紹介、ご案内
- 議会広報物発行のご案内
- 議会中継や三重県議会提供番組のご案内
- 議長、副議長の動きのご紹介 など

<http://www.facebook.com/miepref.gikai>

⑮ その他

ア 冊子、パンフレット等の作成 …児童向け、議会概要、議会改革など

イ いってみよう県議会チラシ(A3判)…2か月分の議会会議予定を公的施設等に掲示

ウ 分かりやすい「議会運営用語解説」の作成、配付(平成17年2月)

エ 「わたしたちの県議会」DVDの制作、放映等(平成19年2月)

(2) 住民が参加しやすい議会運営の推進

① 政策提案制度の導入

議会の政策立案機能の充実に資するため、平成12年3月1日から、県民から直接議会に政策提言ができる「政策提案制度」を設けています。(現状、問題点、改善策、見込まれる効果及び提案者名等を記載) 提案は広聴広報会議を経て、会派単位で議員に周知されます。

年度	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
件数	1	3	1	3	2	1	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0

<例>H22: 「口蹄疫対策」、「地域交通対策」

② 「みえ県議会だより」を活用した意見募集

各特別委員会の所管事項について県民から意見を募集するため、みえ県議会だよりに意見募集ハガキを刷り込んでいます。※制度見直しにより平成23年度以降は未実施

年度	17	18	19	20	21	22
応募件数	83	122	152	161	118	95

<テーマ例>H22年度: 「地域主権」、「新エネルギー」

③ 公聴会の開催

県民の利害に関わる重要な案件の審査・調査に当たり、県民の意見を聞くため、委員会が必要に応じ公聴会を開催しています。

○平成20年10月22日「『^{うま}美し国おこし・三重』三重県基本計画の策定について」
(政策総務常任委員会) 公述人2人 *三重県議会としては52年ぶりに実施

○平成21年4月22日「県立病院改革に関する考え方(基本方針)(案)について」
(健康福祉病院常任委員会) 公述人5人

④ 参考人の招致

県政の重要な案件の審査・調査に当たり、専門的知識を有する者や利害関係者からの意見を聞くため、必要に応じ参考人を招致しています。

また、請願者についても、必要に応じ参考人として招致し、意見聴取を行っています。

年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
人数	33	44	27	4	10	16	3	3	6	8	13	6
うち請願者	20	5	0	0	1	0	0	2	4	0	0	0

⑤ 県民との意見交換の場

ア 女性議会	平成10年2月16日
イ 中高生と県議会議員の語る会	平成10年11月21日
ウ ふるさと三重を共に創る県政テレビトーク	平成12年4月26日
エ 議長の県民ふれあいトーク	平成15年8月～11月

オ 県民ミーティング

平成17年12月～18年3月、計3回

県民ミーティングでの県民意見等を「人口減少社会をどう切り拓くか」という提言書にまとめて議会へ提出するとともに、正副議長から知事に提言を行いました。

カ みえ現場de県議会

多様な県民の意見を県議会に取り入れる広聴機能を強化し、議会での議論に活かしていくため、県政の重要課題等をテーマに設定して関係団体や広く県民に参加を呼びかける「みえ現場de県議会」（平成22年度は「みえ出前県議会」）を制度化して継続実施しています。

平成 22 年度：「県議会への女性参画」、県民22人(公募)、議員 8 人 総参加者50人
「NPOの資金確保」、NPO中間支援担当者11人、議員 5 人 総参加者30人

平成 23 年度：「離島振興」住民 63 人、議員 11 人
「女性の声を県政に」県民 27 人(公募)、議員 11 人

平成 24 年度：「もうかる農業への女性参画」県民 11 人、議員 13 人
「ものづくり産業振興」県民 12 人、議員 12 人

平成 25 年度：「子ども子育て支援」県民 12 人（うち公募 7 人）、議員 14 人
「観光産業の振興」県民 11 人、議員 13 人

平成 26 年度：「森林づくりと森林を支える社会づくり」
県民 11 人（うち公募 3 人）、議員 13 人

平成 27 年度：「若者の声を県政に」高校生等 13 人（うち公募 7 人）、議員 13 人
「鳥獣害に強い地域づくり」県民 10 人（うち公募 4 人）、議員 14 人

平成 28 年度：「女性活躍の推進」県民 6 人（うち公募 3 人）、議員 13 人

平成 29 年度：「文化振興」県民 6 人（うち公募 3 人）、議員 14 人
「観光・交流の推進」県民 7 人（うち公募 4 人）、議員 13 人

平成 30 年度：「ダイバーシティ社会の推進」県民 6 人（うち公募 3 人）、議員 16 人

キ みえ高校生県議会

高校生に議会活動を体験してもらうことで議会に対する関心を高めてもらうとともに、高校生の意見を直接聞くことで議会での議論に反映していくため、「みえ高校生県議会」を開催しました。当日は、生徒が議員役となって本会議場で質問を行い、答弁は常任・特別委員会の委員長が行いました。

第1回：平成26年8月20日

<参加者>

高校生 26 名（8 校）

議員 16 名（正副議長、広聴広報会議委員、常任・特別委員会委員長）
知事、教育長

第2回：平成28年8月19日

<参加者>

高校生 52 名（16 校）

議員 19 名（正副議長、広聴広報会議委員、常任・特別委員会委員長）
知事、教育長

第3回：平成30年8月21日

<参加者>

高校生 40 名（11 校）

議員 14 名（正副議長、広聴広報会議委員、常任委員会委員長）
知事、教育長（代理）、環境生活部長

⑥ 傍聴者への配慮

ア 傍聴規則の見直し

平成15年2月に傍聴人の禁止制限規定などを大幅に見直し、必要最小限なものに整

理する改正を行いました。

- 規則の目的から「傍聴人の取締」の字句を削除
- 傍聴人受付簿の住所、氏名等の記入を廃止
- 傍聴席での写真、ビデオ撮影、録音等を解禁
- 児童、乳幼児の傍聴を解禁
- 傍聴席に入ることができない者、傍聴人の守るべき事項を整理し、分かりやすい規定に改正

<本会議の傍聴者数>

年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
人数	555	929	684	738	681	723	563	724	570	528	599	543	330

イ 傍聴席での手話通訳

平成15年第1回定例会から、手話通訳により聴覚障がい者が会議を傍聴できる環境づくりを行っています。

- 本会議質問日：原則として事前申込み

(ただし、申込みの有無にかかわらず午前10時から11時までは手話通訳者2名が待機する)

※代表質問については、平成30年10月実施分から手話通訳を常時導入し、傍聴席に配置したモニターで視聴できるようにしました。

- 委員会：事前申込み

ウ 赤外線補聴システムの設置

平成22年第1回定例会から、本会議の傍聴席において、音声の聞こえにくい方にも質疑・質問や答弁が聴き取りやすくなるよう、赤外線補聴システムを設置しました。(事前申込みは不要。ただし先着10人まで)

エ 議事堂のバリアフリー対策等

平成15年度：正面玄関のスロープ化、誘導ブロック、音声ガイド装置の設置、多機能トイレへの改修等のバリアフリー対策を行いました。

平成20年度：議事堂内での受動喫煙対策として、1階から5階にそれぞれ喫煙室を設置し、分煙化を図りました。

オ 傍聴者アンケート等への対応

本会議の傍聴者を対象にアンケートを実施し、寄せられた意見を参考に必要な対応を行っています。

なお、平成24年4月からは原則として、全ての会議を対象にアンケートを行っています。

- 平成15年9月から、毎回、議事日程や本会議場配席表のほか、議案件名一覧表や発言通告一覧表を配付するなど、傍聴者への配付資料を充実しました。

- 平成16年2月から、議案書、議案説明書、予算説明書、決算書などの書類を傍聴席入口に備え置き、件名一覧から議案等の具体的内容が容易に閲覧できるように配慮しました。

- 平成16年9月、傍聴席に、手すり・仕切り板を設置する安全対策を行いました。

- 平成17年2月、本会議で用いられる議会運営の用語から約100語を選び、独自の解説を加えた用語解説集を作成し、傍聴者などの希望者に配付しています。

○平成20年第1回定例会から、傍聴者アンケート集計結果を議会ホームページで公表しています。<http://www.pref.mie.lg.jp/KENGIKAI/08086011281.htm>

⑦ 県民意識調査の実施

より県民に開かれた議会活動を進めていくため、三重県 IT 広聴事業（e-モニター制度）を活用し、e-モニターに登録されている方を対象に、県議会の現状や議会改革の取組についてアンケートを実施しています。

平成19年度：広報事業への意向など

平成21年度：議会改革への評価など

平成23年度：広聴広報事業への意向など

平成24年度：県議会活動への評価など

平成25年度：県議会活動への評価など

平成26年度：県議会活動への評価など

平成27年度：県議会活動への評価など

平成28年度：県議会活動への評価など

平成29年度：県議会活動への評価など

平成30年度：県議会活動への評価など

2 住民本位の政策決定と政策監視・評価の推進

議会本来の機能といえる政策の決定、監視・評価に対する、住民の立場での真摯な取組

(1) 議決機関としての政策決定の推進

① 執行機関との緊張感ある関係の構築

審議会委員等への充て職辞退等

執行機関からの要請により、各種計画づくりの審議会等に議員が委員として就任することがありましたが、これを原則として辞退することとしたほか、充て職による県出資法人等の役員就任の見直し、委員会県内調査への執行機関の随同行の取り止めなど、執行機関との間に一定の距離を置くような見直しを行ってきました。

さらに、充て職については、平成15年度に行政改革調査特別委員会で調査を重ねた結果、「社会福祉審議会」、「環境審議会」などの附属機関で議員の選任が法令や条例等で規定されているもの、及び道路や鉄道、港湾などの建設促進期成同盟会など他府県や市町村と足並みをそろえる必要があるものは引き続き就任することとし、それ以外は全て充て職を辞退することを決定しました。これにより、議員の就任は44機関から28機関に減少しました。

② 議場を対面演壇方式に変更

知事をはじめとする執行機関との間に緊張感のある関係を築き、本会議を通じて政策決定に係る議論を行うため、平成15年第1回定例会から都道府県議会では初めて議場の型を「対面演壇方式」に改めました。この議場改修にあわせ、オーバーヘッドカメラ(OHC)や大型映像装置(大型スクリーン及び投影プロジェクター)を設置しました。

(経費約1,900万円)

<参照><http://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000077818.pdf>

③ 質疑質問方式の多様化

平成15年第1回定例会から質疑質問方式について、従来の一括質問方式に加え、一問一答方式を含む分割質問方式も議員が選択できることとしました。

<平成30年定例会6月定例会会議から平成31年定例会2月定例会会議までの質疑質問状況>

	質疑質問者数	うち 分割質問	うち	うち 資料の映写
			一問一答	
代表質問	5人	5人	5人	—
一般質問	52人	52人	52人	43人
質 疑	11人	6人	6人	—
合 計	68人	63人	63人	43人
割 合	100%	92.6%	92.6%	67.6%

平成24年第2回定例会から文書質問制度を導入し、定例会会議の期間を除く期間(文書質問期間)ごとに、正副議長を除く議員一人あたり1回、議長の承認を経て文書質問ができることとしました。

<H24：1件、H26：2件、H27：1件、H28：3件、H29：2件、H30：2件>

また、平成24年第2回定例会から、執行部の答弁者は、答弁をよりの確に行うことができるよう、議長の許可を得て、質問等を行う者に対して、答弁に必要な範囲内で質問等の趣旨を確認することができることとしました。（実績なし）

④ 会期等の見直し

ア 定例会年4回制から年2回制へ

議会の機能を強化するため、会期等の見直しを行い、平成20年から定例会の招集回数を年2回に改め、年間会期日数を増やして、議事運営等の弾力的かつ効率的な運用を図ることとしました。（平成19年12月20日、議員発議による「三重県議会定例会の招集回数に関する条例の一部を改正する条例案」を全会一致で可決）。

また、会期見直し後の状況を検証するため、議会改革推進会議に「会期等の見直しに関する検証検討プロジェクト会議」を設置し、平成22年4月21日の調査報告の結果を受け、引き続き定例会年2回制を継続することとしました。

<見直し項目の主な内容>

(ア) 定例会の招集回数及び会期

定例会の招集回数を年4回から年2回に改め、年間総会期日数を240日程度に増加。

(イ) 本会議の運営方法等

従来、一般質問として行っていた質疑質問を「議案に関する質疑」と「県政に対する質問」とに分離して行う。

出席を求める説明員の範囲について、審議内容に応じて縮小する。

(ウ) 委員会の運営方法等

毎年5月の委員改選後に所管事項概要の調査を行う委員会を開催し、年間活動計画の作成等を行うなど、計画的な運営を行う。

常任委員会の開催日数を増やし(1委員会当たり2日間として部局別に審査・調査)、議員間討議の時間設定や参考人の招致、公聴会の開催などにより、議案、請願、調査事項等の内容に応じた的確な審査、調査を行う。

(エ) 本会議・委員会等の開催経費等

従来、費用弁償の支給対象となっていた委員会協議会等及び議案精読等に係る登庁については支給対象としない。(H20.9.1～ 約600万円/年の経費削減)

<目的と効果>

○知事の招集手続きを経なくても、議長の判断で随時、本会議を開催できる。

○審議期間を十分に確保できることから、議員間討議が充実し、参考人の招致や公聴会の開催などが行える。

※公聴会開催:H20年度 1回、H21年度 1回

※参考人招致:H20年度 44人、H21年度 27人、H22年度 4人 H23年度 10人

H24年度 16人

○知事の専決処分を極力避けることができる。

※地方自治法第 179 条に基づく専決処分件数

H20～22 年度 なし H23 年度 4 件（統一地方選挙時） H24 年度 なし

○会期が長くなることにより、議案を提案できる期間が長くなる。

<主な課題と対応方向>

○会期日数の増加に伴う経費の増大(H20 年 約 700 万円) に対応するため、費用弁償の支給対象を見直し。

○執行機関の事務的負担を軽減するため、議会への出席を求める説明員を制限。

○議会事務の増大に対応するため、態勢や業務の見直しを図る。

○議員活動に制約が生じないように、議会活動等とのバランスを考慮する。

イ 定例会年 2 回制から年 1 回制（通年議会）へ

平成23年6月に会期等のさらなる見直しに関する検証及び検討を行うため、議会改革推進会議に「会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議」を設置し、平成24年7月13日に検証検討結果を取りまとめ、執行部の行政活動を継続して監視することで、議会の機能を強化するとともに、災害など不測の事態に対する危機管理態勢が整えられ、県民サービスの向上につながることから、通年議会を導入することが適当であること等を報告しました。

これを受けて、平成24年10月15日に定例会の招集回数を毎年1回に改正する条例案を全会一致により可決し、平成25年1月1日から施行しています。

<見直し項目の主な内容>

(ア) 定例会の招集回数及び会期

定例会の招集回数を年1回に改め、会期を1月から12月までとする。ただし、議員任期満了による一般選挙の年においては、定例会の招集回数を年2回とし、会期を第1回は1月から4月まで、第2回を5月から12月までとする。

(イ) 本会議の運営方法等

本会議は、2月、6月、9月及び11月（「定例会月」という。）に定例的に再開する。

ただし、緊急に議案等の審議が必要な場合は、その都度、本会議を再開する。

知事から議案等を示して再開の請求があったときは、7日以内に本会議を再開する。

(ウ) 一事不再議の原則の取扱い

会期中においては一事不再議の原則が適用されるが、客観的に事情の変更があったと認められるときは、一事不再議の原則を適用しない旨、会議規則に規定する。事情変更の有無については、議会運営委員会で事例ごとに協議し、判断を行う。

<目的と効果>

○いつでも会議を開催して県政の課題について議論し、議案審議等も行い議決できる。

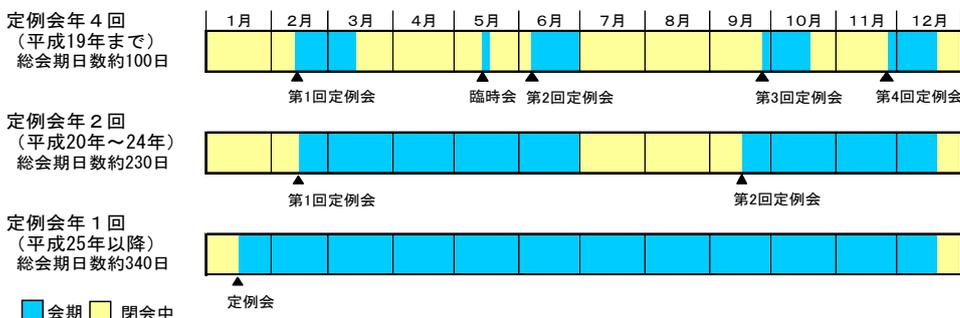
※参考人招致：H25 年度 3人、H26 年度 3人、H27 年度 6人、H28 年度 8人、
H29 年度 12人、H30 年度 6人

※地方自治法第 179 条に基づく専決処分件数：H25・26 年度 0件、H27 年度 1件、
H28 年度0件、H29 年度0件
H30 年度0件

<主な課題と対応方向>

- 会期の有無に関係なく、年間を通じて議会活動をどうしていくのかという視点から、議会の政策サイクルを意識した議会スケジュールを検討する必要がある。

会 期



ウ 「通年議会の充実」のための議員アンケート

通年議会のメリットを十分に活かして、より進化した議会を目指していくため、平成25年9月に通年議会の運営等に関して議員全員にアンケートを行いました。その結果をとりまとめ、議会の機能強化のための課題の一つである議員間討議を始め、複数会議開催の議事日程の持ち方、長時間にわたる委員会運営、住民意見の聴取、通年議会のPRなどの課題や改善提案について、所管の会議で対応方針を検討しました。

⑤ 「三重県議会 議会活動計画」の策定

議員任期4年間を見据えた活動を計画的に行っていくため、議員任期4年間の主な議会の取り組みと、取り組み成果の確認及び継続的な改善活動の仕組みについてまとめた議会活動計画を策定しました。(平成27年12月18日)

- 計画期間：平成27年5月～平成31年4月
- 取組内容：(1) 知事等との関係～監視・評価・政策立案・政策提言～
(総合計画、当初予算、個別の行政計画、特に調査・検討を要する重要課題、重点調査項目、議員勉強会)
- (2) 県民との関係～広聴広報～
(議長定例記者会見、広聴広報会議)
- 取組成果の確認：議会活動の中心的な役割を果たす各常任委員会において、委員会活動が「監視・評価・政策立案・政策提言」の充実に寄与できたかという観点から委員会(予算決算常任委員会の場合は理事会)による自己評価を毎年行います。
- 継続的な改善活動：毎年、取組の評価を行い、翌年の取組の改善に努めるとともに、4年間を通した評価サイクルを構築し、次期改選後の議会に課題等を申し送ることで、継続的な改善活動につなげていきます。

⑥ 「4年間を通した議会活動の評価及び次期改選後議会への提言」の策定

平成31年4月に「三重県議会 議会活動計画」の計画期間が終了することから、「4年間を通した議会活動の評価及び次期改選後議会への提言」を策定しました(平成31年3月)

14日)。

この中で、4年間を通した議会活動の評価については、「議会活動計画に掲げた取組には十分取り組めており、その取組の評価についても継続的な改善活動につなげることができたものの、取組の評価基準や委員会における議員間討議の活性化などに課題がある」としました。そのため、次期改選後議会への提言については、「引き続き議会活動計画を策定し、計画的な議会活動の実施・評価を行っていくとともに、今回課題とされたことへの対応についても検討していく」こととしています。

⑦ 議決事件の追加（地方自治法第96条第2項）

ア「三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例」（平成13年3月22日成立、平成22年3月23日一部改正）により、県総合計画の戦略計画などの計画を議決対象としました。

<議決すべき計画>

○県行政全般に係る政策目的を達成するための施策等を総合的かつ体系的に示した中長期的な計画

○県行政における基本的な政策目的を達成するための施策等を総合的かつ体系的に示した中長期的な計画であって県行政において特に重要なものと認められるもの

イ ア以外に議決事件に追加した事項

(ア) ①法人に対する県の出資の割合が4分の1以上になる場合の出資又は出えん、②4分の1出資法人に対する出資、出えんにより県の出資の割合が2分の1以上になる場合の出資又は出えん、③7千万円以上の出資、出えん又は信託（地方自治法第235条の4第1項の規定による歳計現金の保管及び同法第241条の第2項の規定による基金の運用の場合を除く。）（県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例）

(イ) 三重のもりづくりについての基本的な計画の策定又は変更（三重の森林づくり条例）

(ウ) 自然環境の保全を図るための基本方針の策定又は変更（三重県自然環境保全条例）

(エ) 環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画の策定又は変更（三重県環境基本条例）

(オ) 人権施策の基本となる方針の策定又は変更（人権が尊重される三重をつくる条例）

(カ) 男女共同参画の推進に関する基本的な計画の策定又は変更（三重県男女共同参画推進条例）

(キ) 健康づくりに関する基本的な計画の策定又は変更（三重県健康づくり推進条例）

(ク) ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するための基本的な計画の策定又は変更（三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例）

(ケ) 食を担う農業及び農村の活性化に関する基本的な計画の策定（三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例）

(コ) 観光の振興に関する基本的な計画の策定又は変更（みえの観光振興に関する条例）

(サ) 歯と口腔の健康づくりに関する基本的な計画の策定又は変更（みえ歯と口腔の健

康づくり条例)

⑧ 知事提出議案に対する否決・修正

意思決定機関としての議会の機能を働かせ、知事提案の議案に対する慎重な審査・審議により、議案の否決や修正を行っています。

<議案の否決>

平成14年3月20日 「工事請負契約について」 否決

<議案の修正>

平成11年6月30日 「特別職の秘書の指定に関する条例案」 修正可決
(当該秘書の政治活動の禁止及び任期の設定などの修正)

平成11年6月30日 「特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例案」 修正可決
(上記「特別職の秘書の指定に関する条例案」の修正に伴う字句修正)

平成16年10月14日 「三重県議会の議員及び三重県知事の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する条例案」 修正可決
(条例の失効期日の設定に関する修正)

平成20年10月30日 「平成20年度三重県一般会計補正予算(第2号)」 修正可決
(「美し国おこし・三重」総合推進事業費関係分の減額修正)

平成22年10月18日 「三重県暴力団排除条例案」 修正可決
(委任規則に公安委員会以外のものを追加)

(2) 住民代表としての政策の監視・評価の推進

① 予算決算常任委員会の設置、改革

平成10年度に、都道府県議会では初めて、予算と決算を総合的に審査調査する予算決算特別委員会を設置しました。同委員会では、当初予算について、予算編成が始まる前や予算要求の段階から予算調製方針、予算要求状況などの調査を行い、意見、提言を行うとともに、決算審査だけでなく、前年度の政策評価にも関与し、翌年度の県政運営方針につなげる活動を行ってきました。

また、平成16年度には、予算と決算の一体的な審査・調査による議会機能の強化を図るため、抜本的な改革を行いました。

平成18年6月の地方自治法改正により、常任委員会の複数所属が可能となったことに伴い、委員会条例を改正し、平成19年4月30日から予算決算常任委員会を設置し、従来の行政部門別常任委員会との複数所属としました。

<平成16年度の改革の概要>

- 予算の審査については、従来の常任委員会への分割付託から当委員会への一括付託としました。付託議案は、決算認定議案に加え、全ての予算議案と予算関連議案としました。
- 定数は、従来13人であったのを、議長及び監査委員である議員を除く全ての議員(平成19年4月からは議長を除く全議員)としました。
- 審議の方法は、詳細審議を行うため、当委員会に6つの分科会を置き、付託議案の審査は、「委員会での総括質疑→分科会での部局別審査→委員会での分科会報告→締めくくり総括質疑→討論→採決」を基本としました。
- 委員会の開催場所は、全員協議会室とし、本会議と同様に、その配置を対面演壇方式

としました。

予算決算常任委員会の年間スケジュール(主なもの)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		成果レポートの調査	知事への申し入れ			次年度経営方針案	当初予算の考え方	当初予算要求状況		当初予算案	
						前年度企業会計決算	前年度一般会計・特別会計				経営方針の確定

② 決算審査の早期化

平成16年度（15年度決算）から企業会計決算の審査を早期化し、議決時期を11月下旬から10月下旬としました。

また、平成17年度（16年度決算）から一般会計・特別会計決算の審査を早期化し、議決時期を12月中旬から11月下旬としました。

このことにより、従来にも増して前年度の決算審査の結果を翌年度の予算編成に反映させることができるようになりました。

③ 決算不認定

旅費等の不適正執行、教職員の勤務時間内組合活動等の問題に起因して、平成7年度、10年度及び11年度の決算を不認定としました。

また、平成14年度及び15年度決算では、三重ごみ固形燃料発電所貯蔵槽の相次ぐ異常発熱等のトラブルに起因して、電気事業会計決算を不認定としました。

<決算の不認定>

平成8年12月19日	平成7年度公営企業会計決算の不認定4件
平成9年3月10日	平成7年度一般会計決算の不認定1件
〃	平成7年度特別会計決算の不認定1件
平成12年2月22日	平成10年度一般会計決算の不認定1件
平成12年12月21日	平成11年度一般会計決算の不認定1件
平成15年11月25日	平成14年度公営企業会計(電気事業)決算の不認定1件
平成16年10月14日	平成15年度公営企業会計(電気事業)決算の不認定1件

④ 行政改革調査特別委員会の設置

21世紀にふさわしい行政のシステムづくりを目指し、行政改革問題に関する総合的調査を行う行政改革調査特別委員会を平成9年10月1日に設置しました。

同委員会では、県の行政システム改革や教育改革に関する取組を検証するとともに、外郭団体改革の更なる推進を求めて、その整理・統合等の在り方を検討するなど、行政改革問題について集中的、総合的に調査を行いました。

平成16年5月14日に行政改革調査特別委員会を廃止し、代わって「行政のあり方調査特別委員会」を設置しました（平成17年5月13日廃止）。

3 独自の政策提言と政策立案の強化

知事及び執行機関から提出された議案を審議するだけでなく、住民本位の立場から、独自の政策提言や条例案などの政策立案への取組

(1) 独自の政策提言の推進

① 議員の基盤活動強化のための取組

議会が住民の負託に応え、その役割を十分に果たしていくためには、政策立案等の議員活動の基盤強化を図る必要があると考え、会派へ補助金として交付されている政務調査費の交付根拠を明確にして議員にも交付されるよう、平成7年度からブロック議長会や全国議長会に働きかけ、全国議長会の取組へとつなげました。

全国議長会での国会への積極的な要望活動の結果、平成12年5月の地方自治法の改正となりました。

② 執行部との協働によるプロジェクトチームの設置

東紀州地域の活性化策を調査するため、平成15年12月に「東紀州地域経営創造会議」を超党派で設置し、執行部と協働して調査・検討を行い、平成16年11月に東紀州地域活性化に向けた中期的(3～5年)視点に立った具体的提言を行いました。なお、平成17年度は、東紀州地域経営調査特別委員会を設置し、調査を行いました。

③ 議長の私的諮問機関の設置

ア 三重県議会公営企業事業の民営化検討委員会

公共サービスの民間開放、規制緩和や地方分権など地方公営企業を取り巻く環境の変化を踏まえ、企業庁及び病院事業庁が管理運営する事業の民営化の移行を検討するため、議長の私的諮問機関として設置しました。

(ア) 企業庁事業

平成17年2月から11回に及ぶ検討委員会を開催し、平成18年3月に企業庁に係る報告書を取りまとめ、「公営企業を取り巻く環境は急激に変化しており、県民主役の県政を推進する観点からは、現行の企業庁組織をそのまま存続させることは適切ではない。企業庁の在り方を白紙で見直し、一般的な民営化手法の検討プロセスを適用し、県民主役の公営企業事業の改革案を取りまとめるべきと考える」という提言を答申しました。

これを受け、議会として3月に「企業庁事業の民営化に向けた提言」により、「県民主役の公営企業事業の改革案を地方公営企業設置者である知事が取りまとめ県民に提示すべき」ことなどについて、知事に提言を行いました。

(イ) 病院事業庁事業

平成18年4月から11回に及ぶ検討委員会を開催し、平成19年2月に病院事業庁に係る報告書を取りまとめ、「県民に等しく高質な医療サービスを提供するために、必ずしも全てが県営である必要はなく、県自らが直接病院経営に関与する場面は減少する方向であるものの、県が医療政策の中心的担い手として、地域医療全体の最適化を進めるべき」という提言を答申しました。

これを受け、議長は、議会内に各会派から選出された議員で構成する「協議の場」を設け、今後の対応を検討するよう要請しました。

「協議の場」は、5回の協議を経て平成19年4月24日に取りまとめた意見を議長に報告し、議長はこれを受けて同日、知事に対して「喫緊の課題である医師・看護師の確保・育成・定着対策の実施」及び「県立4病院に係る全部適用の検討と経営形態に関するシミュレーション」と「地域医療の在り方と県立病院の果たすべき役割」の提出を求めるとともに、今後議会として取り組むべきこととして、「次期医療計画並びに県立4病院の役割と経営形態に関する特別委員会の設置」、「『全議員が参加する場』における特別委員会の調査検討状況の報告と意見交換の実施」及び「知事への提言」の3つを行うよう議長声明を行いました。

以上のことを受けて、平成19年5月から県立病院等調査特別委員会を設置して調査検討が行われ、平成20年2月13日に同特別委員会から知事に提言を行いました。

イ 三重県環境保全事業団経営健全化のための調査

三重県環境保全事業団の巨額の債務超過の要因になっている「廃棄物処理センター」の経営健全化について、議長から私的に専門委員に調査を委嘱し、その調査結果について、平成17年12月21日に最終報告を受けました。

この報告を踏まえて、平成18年1月18日に、三重県行政が求められている関与の在り方について、センター設置の経緯からも応分の財政負担をすることや、市町に対してコストに見合う料金負担への理解を求めるなど、議会の総意として、知事に提言を行いました。

④ 調査機関の設置

三重県議会基本条例第13条第1項の規定に基づき学識経験者等による調査機関を議決により設置し、県政の課題に関して調査を行い、政策立案や政策提言を行うこととしています。

ア 財政問題調査会

平成20年9月16日に、「議会における財政の監視機能、提言機能の強化に向け、県財政に関わる問題点とその対応方策について調査を行う」ことを目的として、学識経験者5人以内による調査会を設置しました。

同調査会は、議長の諮問に基づき、執行部から地方財政健全化法に基づく財政健全化判断比率等についてヒアリングを行うとともに、委員間で審議を重ね、同年10月8日に第一次答申をまとめました。また、新県立博物館整備計画に係る財政的な影響について、調査・審議を行い、同年12月2日に第二次答申をまとめました。

<第一次答申の概要>

- 県財政の健全化判断比率の算定・審査プロセスにおける、三重県独自の算定手順書・審査手順書の作成。
- 財政的援助団体の監査に係る、公社・第三セクターの監査手法・監査時期の見直し。
- 財政健全化法に基づく財政分析結果に係る、三重県独自の健全化判断基準の設定。
- 財政運営・監視等に係る、債務管理方針の策定、アカウントビリティレポートの作成・公表。 など

＜第二次答申の概要＞

新県立博物館の整備に関して、県財政が今後一層厳しさを増すことにかんがみ、事業実施の意思決定に当たって、さらに慎重な検討が必要な点や今後の課題が見受けられる。

イ 議員報酬等に関する在り方調査会

平成23年6月28日に、「議員活動及び議会活動を支える議員報酬及び政務調査費のあり方について調査を行う」ことを目的として5人の学識経験者等からなる調査会を設置しました。

その後、平成24年1月30日に議員報酬について中間報告が提出され、議員を公選職と整理したうえで、議員報酬のあり方（適正額）が示されました。引き続き、政務調査費に関する調査が行われ、平成24年6月28日に最終報告が提出されました。

＜最終報告の概要＞

議員報酬については、議員を公選職と位置付け、同じ公選職の知事を比較対象として、職務活動時間による比率（0.7）を乗じて報酬額を算定。

政務調査費については、

○条例本則に定める政務調査費の交付額を約2割引き下げること検討すべきである。

○合議体としての議会機能を強化する観点から、政策の形成・調整・合意形成を行う会派の活動を「政務」と意義付け、支給対象を会派とするよう条例改正を行うてはどうか。

との提言のほか、県民への成果の説明、情報公開の拡充等、当面の改善策4項目。

＜議員報酬及び政務調査費に関する検討ワーキンググループの設置＞

「議員報酬等に関する在り方調査会」からの最終報告に対する県議会の意見をまとめるため、平成24年9月に委員9人で構成する「議員報酬及び政務調査費に関する検討ワーキンググループ」を設置し、同年10月に議員報酬について、同年12月に政務調査費について検討結果が報告されました。

⑤ 検討会等の設置

三重県議会基本条例第14条第1項の規定に基づく検討会等を設置し、県政の課題に関して議員間討議を交えながら調査を行い、政策立案や政策提言を行うこととしています。

ア 道州制・地方財政制度調査検討会

平成19年6月12日に、「道州制及び地方財政制度に関する調査・検討を行う」ことを目的として、各会派から選出された委員19人をもって組織しました。

検討会は、第1回目に道州制と地方財政制度の2つの分科会に分かれて、調査を進めて、平成20年3月6日に報告をまとめ、3月27日に知事に要望を行いました。

イ 政策討論会議

平成19年6月29日に、「喫緊の政策課題について、県民の視点に立った独自の政策立案や政策提言に関する調査を行うとともに、こうした機会を通じて委員会などにおける議員間討議が活発になるよう促す」ことを目的として、各会派から選出された委員13人をもって組織しました。

(ア) 新しい県立博物館整備のあり方

知事は、平成19年4月の選挙公約として、「三重の歴史文化の拠点施設としてふさわしい新博物館の整備の新しい基本構想と整備スケジュールの策定を進めます」としていましたが、その基本構想等の策定を有識者で構成する文化審議会に諮問することが明らかになりました。

議会は、議会としての意見を集約して構想策定に参加するべく、現県立博物館や建設候補地の現地調査を含めて計7回の政策討論会議を開催したほか、委員各自により県外の先進的な博物館も調査し、委員からの提案に基づいた議員間討議を進め、「新県立博物館整備に係る基本的考え方」をまとめました。

この「考え方」は、4つの「果たすべき役割」と8つの「担うべき機能」により構成されており、議会の総意として、10月18日に正副議長から知事に提言しました。

(イ) 福祉医療費助成制度の見直し

執行部から提案された、「乳幼児」「障がい者」「一人親家庭」を対象とする福祉医療費助成制度の見直しに関して、議会として、提案の是非を検討するため、平成19年12月に政策討論会議を設置し、参考人招致や県内市町長に対するアンケートを実施するなど、県民にとって望ましい助成制度の在り方について活発な議論・検討を行いました。

平成20年1月には、知事に申し入れを行い、知事は議会からの提言を踏まえ再検討することとなりました。2月には、知事から見直し方針の説明があり、6月には議会の提言を反映した補正予算を可決しました。

(ウ) 財政の健全化

平成20年10月に財政問題調査会から提出された第一次答申の提案内容について、調査検討を行うため、財政問題に関する政策討論会議を開催し、財政の健全化に向けた意見を取りまとめ、平成21年4月30日に知事に提言しました。

(エ) 地方創生

人口減少問題等が「待ったなし」の状況にある中で、三重県の地方創生に関する政策を広く県民の視点に立ったものにするため、平成27年6月に「地方創生に関する政策討論会議」を設置し、町長や外部の有識者等からの意見聴取も行いつつ、限られた時間の中で集中的に議論し、それらの成果を「地方創生に関する提言」として取りまとめ、平成27年9月4日に知事に提言しました。提言内容は、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」と「三重県人口ビジョン」に反映されました。また、提言の中で申し入れた「国への要望」に関しては、意見書として取りまとめ、可決しました。

ウ 水力発電事業の民間譲渡に伴う宮川流域諸課題解決のためのプロジェクト会議

三重県企業庁が実施している水力発電事業の民間譲渡に伴う宮川流域諸課題解決のため、平成19年12月に、「水力発電事業の民間譲渡に伴う宮川流域諸課題解決のた

めのプロジェクト会議（宮川プロジェクト会議）」を設置し、参考人招致を行うなど、12回にわたって議論を重ね、宮川プロジェクト会議報告書を取りまとめ、議会の総意として、平成20年10月20日に知事に提言しました。

エ 大規模な災害等緊急事態への県議会の対応に関する検討会

本検討会は平成30年6月に設置され、10名の議員で大規模な災害等緊急事態発生時における県議会の対応について検討を行いました。

検討に当たっては、先行する議会の取組や、東日本大震災で被災した宮城県の県議会等への調査に加え、有識者への意見聴取などを行いました。

それらを踏まえ、緊急事態発生時における議会・議員の役割や災害時の組織の設置など、基本的な考え方を定めた指針を策定するとともに、迅速な復旧・復興のための議案審査の簡素化などについて、平成31年3月に検討結果報告を取りまとめました。

(2) 独自の政策立案の推進

① 政策提案から政策立案への転換

以前には、本会議、委員会における議員の政策提案に対し、具体的な対応がとられないこともあり、この状況を受け、議員提出条例による政策立案に取り組むようになりました。また、議員提出条例について検討会等を設置し、県民意識や社会情勢の変化等を勘案し、県民の視点に立った検討を行っています。

<政策に係る議員提出条例>

条 例	議決日	議案提出者 (主な検討の場)
①清潔で美しい三重をつくる条例（平成6年三重県条例第29号） (H13. 3. 27廃止)	H6.3.24	議員発議 (環境対策特別委員会 小委員会)
②三重県生活創造圏ビジョン推進条例（平成12年三重県条例第61号） (H19. 12. 26廃止)	H12.3.21	議員発議 (検討会議)
③三重県リサイクル製品利用推進条例（平成13年三重県条例第46号） 一部改正（平成17年三重県条例第38号） 一部改正（平成21年三重県条例第38号）	H13.3.22 H17.3.23 H21.3.23	議員発議(会派) 議員発議(検討会) 議員発議(検討会)
④三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例（平成13年三重県条例第47号） 一部改正（平成22年三重県条例第20号）	H13.3.22 H22.3.23	議員発議(検討会) 議員発議(検討会)
⑤議会の議決すべき事件以外の契約等の透明性を高めるための条例（平成13年三重県条例第48号）	H13.3.22	議員発議 (検討会)
⑥県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例（平成14年三重県条例第41号）	H14.3.20	議員発議 (検討会)

⑦県が所管する公益法人及び公益信託に関する条例（平成14年三重県条例第42号） 一部改正（平成20年三重県条例第27号） ※1 現条例名：三重県公益認定等審議会及び県が所管する公益信託に関する条例	H14.3.20 H20.3.19	議員発議(検討会) 委員会提出 (総務生活常任委員会)
⑧三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例（平成15年三重県条例第31号） 一部改正（平成21年三重県条例第56号） 一部改正（平成25年三重県条例第71号）	H15.3.12 H21.6.30 H25.9.13	議員発議(検討会) 議員発議(検討会) 委員会提出 (議会運営委員会)
⑨子どもを虐待から守る条例（平成16年三重県条例第39号）	H16.3.19	議員発議 (検討会) ※2 修正可決
⑩三重県地域産業振興条例（平成17年三重県条例第82号） 一部改正（平成25年三重県条例第2号）	H17.10.19 H25.2.27	議員発議(検討会) 委員会提出(議員提出 条例検証特別委員会)
⑪三重の森林づくり条例（平成17年三重県条例第83号）	H17.10.19	議員発議 (検討会) ※2 修正可決
⑫三重県地域づくり推進条例（平成20年三重県条例第32号）	H20.5.16	委員会提出 (地域活性化対策調査 特別委員会)
⑬三重県食の安全・安心の確保に関する条例（平成20年三重県条例第33号） 一部改正（平成26年三重県条例第74号）	H20.6.17 H26.3.19	議員発議(検討会) 議員発議(検討会)
⑭みえ歯と口腔の健康づくり条例（平成24年三重県条例第1号）	H24.3.19	議員発議 (検討会)
⑮三重県飲酒運転 ^{ゼロ} をめざす条例（平成25年三重県条例第70号）	H25.6.28	議員発議 (検討会)
⑯三重県手話言語条例（平成28年三重県条例第50号）	H28.6.30	議員発議 (検討会)
⑰障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例（平成30年三重県条例第69号）	H30.6.29	委員会提出 (障がい者差別解消条例 策定調査特別委員会)

※1 県が所管する公益法人及び公益信託に関する条例等の一部を改正する条例（平成20年三重県条例第27号）により題名改正。

※2 審議の途中、議員発議により修正案が提出され、可決された。

<参考>

上記の政策に係る議員提出条例のほか、議会の政策立案・政策提言などの向上、議会の機能の強化など、議会に関する基本的事項を定めた三重県議会基本条例を議員提出により可決しました。

条 例	議決日	議案提出者 (主な検討の場)
三重県議会基本条例（平成18年三重県条例第83号） 一部改正（平成24年三重県条例第49号） 一部改正（平成30年三重県条例第62号）	H18.12.20 H24.6.27 H30.6.11	議員発議(検討会) 議員発議(検討会) 議員発議(議会改 革推進会議)
三重県議会議員の政治倫理に関する条例（平成18年三重県条例第84号）	H18.12.20	議員発議 (政治倫理確立 特別委員会)

三重県議会議会改革諮問会議設置条例（平成21年三重県条例第39号）（H23. 4. 29失効）	H21.3.23	議員発議 （議会改革 推進会議）
---	----------	------------------------

② 議員提出条例に関する検討

平成18年12月の議会基本条例制定以降、委員会、検討会等で議員提出条例の検討を行っています。

ア 地域活性化対策調査特別委員会

多様な主体による地域づくりに関し、条例の制定に向けた調査及び検討を行うため、各会派から選出された委員11人をもって設置しました。委員会で協議を重ね、平成20年5月、地域づくりに関して基本理念を定め、県の役割を明らかにする条例案を策定しました。同条例案は、同月、本会議において全会一致により可決・成立しました。

イ 食の安全・安心の確保に関する条例検討会

本県における食品に関する不適正表示等の問題の発生を契機として、食の安全・安心の確保に関し、条例の制定に向けた調査・検討を行うため、平成19年12月に、各会派からの委員11人をもって設置しました。検討会では、条例の制定に向けて議論を重ね、平成20年6月、食の安全・安心の確保に関し、基本理念を定め、県及び食品関連事業者の責務並びに県民の役割を明らかにするとともに、施策の策定に係る基本的な方針等を定める条例案を策定しました。同条例案は、同月、本会議において賛成多数によって可決、成立しました。

ウ 議員提出条例に係る検証検討会

平成20年6月、議員提出条例について、議決の意思どおりに運用されているか、県民の意識や社会情勢等の変化を勘案し県民の視点に立って検証を行うため設置しました。設置当時は各会派からの委員11人、平成21年6月からは同10人によって構成していました。

<検証検討を行った条例>

- 三重県リサイクル製品利用推進条例（平成21年3月に一部改正）
- 三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例（平成21年6月に一部改正）
- 三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例（平成22年3月に一部改正）
- 子どもを虐待から守る条例（平成22年10月に子どもを虐待から守るための決議）

エ 三重県歯と口腔の健康づくり推進条例検討会

歯と口腔の健康づくりに関し、条例の制定に向けた調査及び検討を行うため、平成23年9月に、各会派から選出された委員9人をもって設置しました。検討会では計10回の検討を行い、平成24年3月、歯と口腔の健康づくりに関して基本理念を定め、県及び県民等の責務並びに市町等の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本的な事項等を定める条例案を策定しました。同条例案は、同月、本会議において全会一致により可決・成立しました。

オ 議会基本条例に関する検証検討プロジェクト会議

議会基本条例の検証検討を行うため、平成23年6月に議会改革推進会議の下に、各会派から選出された委員9人をもって設置しました。

当会議では、計14回にわたる議論を重ね、条例改正案を平成24年6月に取りまとめ、条例案は、同月、本会議において全会一致により可決・成立しました。

カ 議員提出条例検証特別委員会

議員提出条例について検証を行うため、平成24年5月に、各会派から選出された委員9人をもって設置しました。計23本の議員提出条例について、条例の目的は達成されているか、制定後の社会情勢の変化に合っているかなどの観点で、条例を見直す必要があるかを検証しました。

その結果、三重県地域産業振興条例について詳細な検証を行うことになり、参考人招致や各種関係団体に対する聴き取り調査を行うなど検証を重ね、条例改正案を平成25年2月に取りまとめ、条例案は、同月、本会議において全会一致により可決・成立しました。

また、併せて議員提出条例の形式的な文言の見直しを行いました。

キ 三重県飲酒運転防止に関する条例検討会

飲酒運転の防止に関し、条例の制定に向けた調査及び検討を行うため、平成24年10月に各会派から選出された委員9人をもって設置しました。検討会では計14回の検討を行い、平成25年6月、法による厳罰化とは違う観点からの対応が必要との認識から「規範意識の定着」と「再発防止」を二大柱とし、飲酒運転違反者に対しアルコール依存症に関する受診義務を課すこと等を定める「三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす条例案」を策定しました。同条例案は、同月、本会議において全会一致により可決・成立しました。

ク 三重県食の安全・安心の確保に関する条例検証検討会

米穀の産地偽装や食材の不適切表示の問題を契機に、三重県食の安全・安心の確保に関する条例の調査及び検討を行うため、平成25年11月に各会派から選出された委員7人をもって設置しました。検討会では計6回の検討を行い、平成26年2月、食品関連事業者の責務に「法令遵守意識の向上」、「法令知識の習得」、「事業活動の適正の確保」を盛り込み、また、事業者団体の役割を新設することなどを内容とする条例の一部改正案をとりまとめました。同条例案は、同年3月、本会議において全会一致により可決・成立しました。

ケ 三重県手話言語に関する条例検討会

三重県における手話の普及のための施策の推進に関し、条例の制定に向けた調査及び検討を行うため、平成27年10月に全ての会派から選出された委員13人をもって設置しました。検討会では計12回の検討を行い、平成28年6月、手話に関する施策の基本となる事項を定め、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを内容とする条例案をとりまとめました。同条例案は、同月、本会議において全会一致により可

決・成立しました。

コ 障がい者差別解消条例策定調査特別委員会

障がい者差別解消条例の策定に向け、調査・検討を行うため、平成29年5月に各会派から選出された委員13人をもって設置しました。委員会では、計24回の検討を行い、平成30年6月、全ての県民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進することを内容とする条例案をとりまとめました。同条例案は、同月、本会議において全会一致により可決・成立しました。

サ 議会改革度の向上及び議会基本条例の改正に関する検討プロジェクト会議

代表者会議の依頼を受け、議会改革度の向上及び議会基本条例の改正に関し検討を行うため、平成29年9月に議会改革推進会議の下に、各会派から選出された委員10人をもって設置しました。

同会議では、「大規模な災害その他の緊急事態への対応」に関する基本的な規定を議会基本条例に盛り込むこと、また、議会改革度の向上も視野に入れ、現行の議会基本条例の活用等を検討していくこととした検討結果報告を取りまとめました。検討結果報告を代表者会議に報告したところ、引き続き議会基本条例の改正作業を同会議で行うこととなり、平成30年5月、「大規模な災害その他の緊急事態への対応」に関する規定を新設することを内容とする条例の一部改正案をとりまとめました。同条例案は、同年6月、本会議において全会一致により可決・成立しました。

③ 議員提出条例に係る申合せ事項

平成19年11月、代表者会議において、①委員会、②三重県議会基本条例第14条に規定する検討会等、③三重県議会基本条例第22条に規定する議会改革推進会議に設置される条例案検討組織において、議員提出条例案の提出について検討を行う場合に関し、意見聴取、条例案の提出、議会事務局の処理事項等について申合せを取り決めました。

<申し合わせ事項（抜粋）>

一 意見聴取、現地調査等

1 委員会

①委員派遣による現地調査

②執行機関からの意見聴取

③参考人招致

④公聴会の開催

⑤パブリックコメント

二 執行機関からの意見聴取

三 提出

四 条例案の説明

五 委員会付託

六 議会事務局の処理事項

2 検討会及び検討組織

①議員派遣による現地調査

②執行機関からの意見聴取

③県民、有識者等からの意見聴取

④パブリックコメント

④ 三重県議会トップセミナーの開催

議員の政策形成能力の向上を図り、県議会での政策議論の充実・深化につなげていくため、日本の地域社会が抱える様々な課題や三重県政の重要事項などをテーマとして、全議員を対象にしたトップセミナーを計8回開催しました。

第1回セミナー（平成23年7月15日）

テーマ「観光まちづくりの現状とこれからの方向性 ～日本人の国内旅行とインバウンドの視点から～」

講師：太田 孝 氏（東海大学観光学部教授、前近畿日本ツーリスト(株)社長）

第2回セミナー（平成23年10月26日）

第1部 テーマ「今後のエネルギー政策の在り方と再生可能エネルギー計画について」

講師：坂内 正明 氏（三重大学大学院地域イノベーション学研究科教授）

第2部 テーマ「再生可能エネルギー導入の課題と対応」

講師：宮池 克人 氏（中部電力(株)）

第3回セミナー（平成23年12月16日）

テーマ「議員による条例づくりのススメ ～最近の議員立法（東日本大震災復興基本法）の立法過程の紹介を通じて～」

講師：橘 幸信 氏（衆議院法制局法制企画調整部長）

第4回セミナー（平成24年1月25日）

テーマ「今後の我が国の成長戦略について」

講師：大田 弘子 氏（政策研究大学院大学教授、元内閣府特命大臣（経済財政政策担当））

第5回セミナー（平成24年7月13日）

テーマ「三重県におけるスポーツ振興策」

講師：杉田 正明 氏（三重大学教育学部教授）

第6回セミナー（平成24年11月6日）

テーマ「グローバル化時代の企業経営と地域振興～判断力を磨き、「応変力」を高める～」

講師：西田 厚聰 氏（株東芝会長）

第7回セミナー（平成25年1月17日）

テーマ「式年遷宮を契機とした地域の活性化」

講師：岡田 登 氏（皇學館大学文学部教授）

第8回セミナー（平成25年2月28日）

テーマ「政権交代後の地方制度改革・地域政策の行方」

講師：青山 彰久 氏（読売新聞東京本社編集委員）

⑤ 三重県議会政策セミナーの開催

県議会が、より現場の感覚で、より県民の視点に立った政策議論をさらに深化・発展させていくため、地域社会が抱える様々な課題や県政の重要事項などをはじめ、地域に根ざした各種団体等の活動なども視野に入れ、時宜に応じたテーマに係る専門家や活動団体の代表者などを招いた政策セミナーを、年4回程度、全議員を対象として開催しました。

第1回セミナー（平成25年6月28日）

テーマ「感動を呼ぶ番組づくり～フィルムコミッションと観光振興～」

講師：吉村 芳之 氏（映画監督、演出家、元(株)NHKエンタープライズ制作本部エグゼクティブ・ディレクター）

第2回セミナー（平成25年11月6日）

テーマ「ふりかえれば30年―天満浦百人会のまちづくり―」

講師：松井まつみ 氏（NPO法人天満浦百人会 副理事長）

第3回セミナー（平成26年1月17日）

テーマ「再生可能エネルギーを活用した地域活性化～三重県での導入と効果～」

講師：倉阪 秀史 氏（千葉大学大学院教授）

第4回セミナー（平成26年3月17日）

テーマ「向こう三軒両隣 皆で助け合うために」

講師：南部美智代 氏(NPO法人災害ボランティアネットワーク鈴鹿理事長)

⑥三重県議会「議員勉強会」の開催

県政を取り巻く諸課題を解決していくためには、議員間における共通認識の醸成と更なる理解の向上に努めていくことが重要であることから、これらの諸課題の中から、特に知識の取得と議員間の知識の共有化を図る必要があるテーマを選定し、全議員を対象として開催しました。

【平成26年度】

第1回勉強会（平成26年10月17日）

テーマ「地方公会計改革と議会の役割」

講師：石原俊彦氏（関西学院大学専門職大学院教授）

第2回勉強会（平成26年12月17日）

テーマ「人口減少社会における地方創生～子育て支援の取組から～」

講師：中橋恵美子氏（NPO法人わははネット理事長）

【平成27年度】

第1回勉強会（平成27年7月13日）

テーマ「人口減少社会の移住・定住促進

～地域における魅力ある生き方『半農半X』～

講師：塩見直紀氏（半農半X研究所代表）

第2回勉強会（平成27年12月17日）

テーマ「多様化する広報媒体と、その特徴を活かした効果的な広報」

講師：北村啓司氏（株式会社CAP プロデューサー）

第3回勉強会（平成28年1月18日）

テーマ「地方創生と三重大学の役割」

講師：駒田美弘氏（三重大学学長）

【平成28年度】

第1回勉強会（平成28年9月21日）

テーマ「子どもの貧困対策について」

講師：道中隆氏（関西国際大学教授）

第2回勉強会（平成28年11月25日）

テーマ「手話の普及をめぐる現状と課題」

講師：金澤貴之氏（群馬大学教授）

第3回勉強会（平成29年3月16日）

テーマ「女性の職業生活における活躍推進について」

講師：権丈英子氏（亜細亜大学副学長・教授）

【平成29年度】

第1回勉強会（平成29年10月17日）

テーマ「働き方改革、そこが間違ってます！」

講師：白河桃子氏（相模女子大学客員教授、少子化ジャーナリスト、作家）

第2回勉強会（平成30年1月18日）

テーマ「若者と政治」

講師：原田謙介氏（NPO法人YouthCreate 代表理事）

第3回勉強会（平成30年3月5日）

テーマ「地域が育てたスポーツクラブ アルビレックス新潟」

講師：田村貢氏（一般社団法人日本女子サッカーリーグ 専務理事）

【平成30年度】

第1回勉強会（平成30年10月15日）

テーマ「これからの議会改革に問われるもの」

講師：廣瀬克哉氏（法政大学副学長）

第2回勉強会（平成30年12月20日）

テーマ「災害時における議会・議員の役割と取組」

講師：鍵屋一氏（跡見学園女子大学 観光コミュニティ学部
コミュニティデザイン学科 教授）

4 分権時代を切り開く交流・連携の推進

三重県議会の取り組みを積極的に情報発信するとともに、全国の地方議会との交流・連携を深め、改革の輪を広げる取組

(1) 他府県との連携

① 全国自治体議会改革推進シンポジウムの開催

議会改革を目指す全国の自治体が一堂に会し、地方分権時代にふさわしい自治体議会の在り方と二元代表制を踏まえた改革の方向性について議論し、議会改革についての認識を深めるため、シンポジウムを開催しています。

	開催日 場所	テーマ	基調講演	パネルディスカッション	参加 者数
第1回	H17.1.17 四日市	自治体議会の改革	大森彌氏 (千葉大学教授)	妹尾克敏氏ほか	400人
第2回	H18.4.13 東京	自律した議会を 目指して	和歌山県議会議長	駒林良則氏、 村上英明氏ほか	250人
第3回	H18.11.1 津	議会基本条例と 今後の議会改革	栗山町議会議長	大森彌氏ほか	350人
第4回	H20.4.11 桑名	地方分権時代と議 会のミッション	片山善博氏 (慶応義塾大学教授)	井上明彦氏ほか	68自治体 428人
第5回	H21.4.10 津	分権時代の自治 体議会の在り方	浅野史郎氏 (慶応義塾大学教授)	江藤俊昭氏ほか	72自治体 467人
第6回	H22.8.2 大阪	地域主権下におけ る自治体制度と議 会の役割	逢坂誠二氏 (内閣総理大臣補佐 官)	大阪府橋下知事、 増田寛也氏ほか	94自治体 565人
第7回	H24.11.19 津	地方分権時代にお ける自治体議会の 機能強化	山田啓二氏 (京都府知事、全国知 事会会長)	大森彌氏ほか	46自治体 208人
第8回	H28.11.9 四日市	議会基本条例が 開く議会の未来	金井利之氏 (東京大学大学院教授)	新川達郎氏ほか	64自治体 253人

② 他県議会との連携

紀伊半島三県議会交流会議

紀伊半島の振興及び発展のため、三重県、奈良県及び和歌山県の各県議会議長、副議長並びに関係議員が、紀伊半島三県に共通する課題等について意見交換等を行っています。(平成20年度は2回、21年度以降は毎年度1回開催)

③ 他都道府県等からの調査対応

三重県議会の改革について、他都道府県議会等から来県調査の依頼があった場合は、可能な限り受け入れ、情報交換、交流・連携に努めています。

<来県調査団体数> (議会改革に関するもの)

年度	県議	県事務局 ・執行部	市町村議	市町村事務局 ・執行部	その他	総計	延べ人数
12	6	3	1	2	1	13	113
13	9	8	7	1	4	29	191
14	7	9	1	1	2	20	149
15	19	10	5	0	5	39	288
16	19	6	9	2	2	38	290
17	10	4	11	2	1	28	268
18	6	4	5	0	2	17	171
19	21	6	17	2	1	47	439
20	24	0	23	2	1	50	553
21	9	7	26	0	1	43	387
22	11	2	11	1	0	25	236
23	14	2	17	0	1	34	352
24	14	1	11	2	0	28	251
25	9	1	9	0	3	22	215
26	4	2	4	1	3	14	100
27	6	1	8	0	0	15	146
28	12	3	4	0	0	19	193
29	4	1	2	0	1	8	86
30	1	0	1	1	0	3	27

計 492回 4,455人

(2) 市町との連携

①市町議会との交流連携会議

県内の自治体議会とより緊密な交流連携を図り、政策提言や議会改革の推進につなげていくことを目的に、市町議会と交流連携会議を開催しました。

○平成20年8月 「三重県自治体議会交流連携会議」

対象:伊賀市、名張市 テーマ:「地域医療対策」「議会改革」

○平成22年9月 「市町議会と県議会との交流・連携会議」

対象:志摩市、南伊勢町 テーマ:「自治法改正下の議会の位置づけ」「地場産業の活性化」

○平成24年2月 「市町議会と県議会との交流・連携全体会議」

対象:県内全市町 テーマ:「地方議会における東日本大震災への対応」、「東日本大震災に学ぶ今後の地震対策」

② 講演会等への参加呼びかけ

○平成13年1月22日 「分権時代の『三重』を考える県・市町村議会議員の集い」

基調講演:阿部孝夫氏(法政大学教授)「自治体政策と議会のあり方」

パネルディスカッション

○平成14年2月12日 「『分権時代を先導する議会』を実現するための集い」

基調講演:神野直彦氏(東京大学大学院教授)「分権時代における議会の役割」

パネルディスカッション

○平成16年2月9日 「二元的代表制と今後の議会のあり方」

講演:大森彌氏(千葉大学教授)

○平成19年1月11日 「住民自治セミナー～地方財政を考えよう～」

講演:桜内文城氏(新潟大学助教授)

○平成19年7月11日 「三重県地方議会交流記念講演会」

講演：王毅中華人民共和国駐日本大使

※三重県と友好提携を結んでいる河南省との各分野にわたる幅広い交流を推進

○平成22年3月19日 「地域主権セミナー～地域主権改革の動向～」

講演：望月達史氏（内閣府地域主権戦略室次長、前三重県副知事）

5 事務局による議会サポート体制の充実

政策決定と政策評価、政策提言と政策立案を充実させるための、議会や議員のサポート体制の充実

(1) 専門的人材の充実と活用等

① 企画法務課（旧：政務調査課）の設置と政策法務担当の設置

- 平成10年4月 議事調査課から調査部門を分離させ、政務調査室を設置しました。
平成12年4月 政務調査課として課内に法務担当を設けました。
平成13年4月 政策法務監を設置しました。
平成18年4月 政務調査課を企画法務課に改め、政策法務担当の人員を増強しました。
平成25年4月 各課内の「グループ」を「班」と改めるとともに、企画法務課内において、企画広聴・法務グループから政策法務部門を分離させ、法務班を設置しました。

<平成31年度の事務局体制>

- 局長－次長－総務課－総務班、秘書班（書記14人、業補等9人）
議事課－議事班、委員会班（書記8人、業補等3人）
企画法務課－企画広聴班、調査班、法務班（書記16人、業補等4人）

② 衆議院又は参議院法制局への研修派遣

政策立案機関への転換をしつつある三重県議会の議員をサポートするためには、議会事務局職員のスキルの向上を図る必要があります。その取組の一つとして、議会事務局職員を衆議院又は参議院法制局へ毎年度1人派遣しています。研修派遣を終えた職員は、企画法務課（平成17年度までは政務調査課）で政策法務を担当し、現在2人が配属されています。

年度	12～13	14～15	16～17	18～19	20～21	22～23	24～25	26～27	28～29	30～
派遣先 法制局	参議院	衆議院	衆議院							

③ 公共政策大学院生を対象としたインターンシップ制度

公共政策大学院の学生をインターンシップ実習生として受け入れ、実習生の知見を活用した客観的な視点から、議会の在り方等に対する提案・意見を受けることにより、三重県議会における監視機能の強化、政策立案及び政策提言の充実等に資するとともに、学生のキャリア形成の支援及び地方公共団体における議会の役割に関する理解の増進を通じて、地方自治の課題に的確に対応し、地方分権の推進に資する実践的能力を有する人材を育成することを目的としています。平成21年9月、公共政策大学院生をインターンシップ実習生として受け入れ、この結果を検証し、平成22年度から制度化しています。

- <受入実績>平成21年9月（2週間） 京都大学公共政策大学院から2人
平成22年8～9月（各2週間） 同上 2人
平成23年9月（9日間） 東京大学公共政策大学院から1人
"（10日間） 京都大学公共政策大学院から1人
平成24年9月（9日間） 東京大学公共政策大学院から1人

〃	(〃)	京都大学公共政策大学院から1人
平成25年9月	(8日間)	北海道大学公共政策大学院から1人
〃	(〃)	京都大学公共政策大学院から1人
平成26年9月	(10日間)	北海道大学公共政策大学院から1人
平成27年9月	(10日間)	北海道大学公共政策大学院から1人
〃	(〃)	京都大学公共政策大学院から1人
平成28年9月	(10日間)	北海道大学公共政策大学院から1人
平成29年9月	(10日間)	北海道大学公共政策大学院から1人
〃	(6日間)	同志社大学公共政策大学院から1人
平成30年9月	(8日間)	京都大学公共政策大学院から1人

(2) 情報収集・提供の充実と活用

① 政策立案のための参考資料の提供

政策立案のための参考資料として、他都道府県議会事務局が行った全国調査結果や全国都道府県議長会から提供された資料を本県議会議員からの依頼調査結果と合わせて資料目録を作成し、毎月、全議員に配付しています。

また、本県議会議員からの調査結果資料は、依頼議員だけでなく誰もが活用できるよう、平成10年4月分から議会図書室に備え付け、閲覧に供しています。

② 自主調査レポート等の作成

議員からの依頼調査に加え、時の政策課題等をテーマに職員が自主調査を行い、議員活動の参考資料となるよう「自主調査レポート」にまとめ全議員に配付しています。

平成13年度第4回定例会からは、各定例会で審議される事項のうちから関心の高い事項や議論が高まると予測される事項について、「議案審査・調査サポート資料」としてまとめ、全議員に配付しています。

また、平成21年度からは、議員の政策立案等に資するため政策法務に関する調査を行い、その結果を「政策法務レポート」としてまとめ、全議員に配付しています。

<レポート件数>

年度	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
自主調査レポート	11	6	4	1	8	4	1		1	13	5	3	4	6	3	4	2	3
議案審査・調査サポート資料	5	8	6	7	7		4		10									
政策法務レポート											3			2	1	2	1	2

③ 議会図書室の機能強化

議会図書室の機能強化を図るため、次のような取り組みを行っています。

- 図書室スペースの有効活用のため、蔵書の一般教養、社会科学への絞り込み
- レファレンスサービス向上のため、日経テレコン、官報情報検索システム等の配備

- 図書室の県民及び執行機関への開放
- 貸出・蔵書管理の導入のため、バーコード管理の導入
- 三重県図書館情報ネットワークを利用した三重県立図書館からの蔵書の借受け

＜議会図書室利用者数＞過去9年間

年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30
利用者数	12,545	11,479	12,089	12,055	11,809	11,367	11,405	9,891	10,635

＜蔵書数＞平成31年3月末現在 約40,000冊(雑誌を除く)

④ 調査活動へのパソコン利用等

議員の調査活動を強化するため、平成11年11月から全議員にパソコンを配付しています。パソコンは、三重県職員と行政LANでつながっており、情報の共有化・交換ができるほか、インターネットでの情報収集など、議員の議事堂内での調査活動に活用されています。

⑤ パソコン、タブレット端末及びスマートフォンの使用

議会審議の充実の一助とするため、平成26年3月20日から、議員が本会議、委員会等にパソコン（本会議を除く）、タブレット端末及びスマートフォンを持ち込み、使用することを認めています。使用できる機能は、審議経過の記録や発言原稿とするためのワードプロセッサ機能、あらかじめ保存しておいた議事に関する資料の閲覧、議事に関する資料の検索を目的とするインターネットサイトの閲覧に限定しています。

(3) その他

① 本会議録の調製

平成17年度から、速記を廃止し、録音機器での記録により会議録を調製しています。

平成25年から定例会を年1回としたことにより、製本した会議録の配付は、翌年の2月定例会の時期としました。それに伴い、定例会の採決日を区切りとして年4回会議録を調整し、議会ホームページに掲載しています。定例会終了後1ヶ月半を目途に速報版PDFの会議録を掲載し、その後、校正を行い暫定版PDFの会議録を次の定例会を目途に掲載しています。なお、暫定版及び確定した会議録のデータは、会議録検索システムにも掲載しています。

② 本会議会議録のCD化

従来は冊子で配付していた会議録を、平成17年第2回定例会から、CD-Rでの配付もできるようにしました。

6 その他

(1) 議会の自主性・自立性の確保

① 会期等の見直し

平成20年から定例会の招集回数を年2回とし、年間総会期日数を増加したことにより、議長による柔軟な議会の開催が可能になりました。さらに平成25年からは招集回数を年1回（議員の任期満了による一般選挙が行われる年は年2回）とし、会期をほぼ1年近くとしました。

② 議長在任期間の見直し

平成20年6月、議会改革推進会議に「議長等任期に関する検討プロジェクトチーム」を設置して議長等の任期について検討を行い、申合わせにより平成21年5月以降の議長の在任期間を2年間とすることとしました。

③ 「三重県議会 議会活動計画」の策定

議員任期4年間を見据えた活動を計画的に行っていくため、議員任期4年間の主な議会の取り組みと、取り組み成果の確認及び継続的な改善活動の仕組みについてまとめた「三重県議会 議会活動計画」を策定しました。（平成27年12月18日）

④ 「4年間を通じた議会活動の評価及び次期改選後議会への提言」の策定

平成31年4月に議会活動計画の計画期間が終了することから、「4年間を通じた議会活動の評価及び次期改選後議会への提言」を策定しました（平成31年3月14日）。

⑤ 「大規模な災害その他の緊急事態への対応に関する三重県議会指針」の策定

大規模な災害その他の緊急事態の発生時において、県議会として必要となる対応等についての基本的な考え方を定めた「大規模な災害その他の緊急事態への対応に関する三重県議会指針」を策定しました（平成31年3月4日）。

(2) 議員の身分・報酬・定数等

① 議員報酬等の検討

○議員報酬等に関する在り方調査会（平成23年）

平成23年6月28日に、「議員活動及び議会活動を支える議員報酬及び政務調査費のあり方について調査を行う」ことを目的として5人以内の学識経験者等からなる調査会が設置されました。その後、平成24年1月に中間報告が提出され、議員を公選職と整理したうえで、議員報酬のあり方（適正額）が示されました。引き続き、政務調査費に関する調査が行われ、同年6月には「三重県議会議員の活動と議員報酬等のあり方」に関する最終報告書が提出されました。

○議員報酬及び政務調査費に関する検討ワーキンググループ（平成24年）

「議員報酬等に関する在り方調査会」からの最終報告に対する県議会の意見をまとめるため、平成24年9月に委員9人で構成する「議員報酬及び政務調査費に関する検討ワーキンググループ」を設置し、同年10月に議員報酬について、同年12月に政務調査費について検討結果が報告されました。

② 議員定数、選挙区等の検討

○選挙区調査特別委員会の設置（平成17年）

市町村合併に伴う県議会議員選挙区の見直し等について調査検討を行うため、平成

17年2月に委員12人で構成する特別委員会を設置しました。

＜検討結果＞24選挙区から17選挙区に変更を行いました。

○議員定数等検討会議の設置（平成21年）

次の一般選挙における県議会議員選挙の議員定数及び選挙区の在り方について協議調整を行うため、平成21年6月に委員10人で構成する検討会議を設置しました。

＜検討結果＞諸課題はあるものの、現行制度下においては現行どおりとしました。

○選挙区調査特別委員会の設置（平成25年）

県議会議員の選挙区及び定数について調査するため、平成25年1月に委員13人で構成する特別委員会を設置しました。

＜検討結果＞鳥羽市と志摩市の選挙区を合区して定数を1人減するとともに、5つの選挙区について定数を各1人減することとしました（平成27年5月1日以降の一般選挙から適用）。

○選挙区調査特別委員会の設置（平成28年～29年）

県議会議員の選挙区及び定数について調査するため、平成28年5月に委員15人で構成する特別委員会を設置しました。

＜検討結果＞県南部地域の市町長、議長等との意見交換や参考人招致を行うとともに、意見募集や電子アンケートシステムの利用により、直接県民の皆さんから意見をお聴きしました。これらを踏まえ、県南部地域の議員定数を増加させる委員長案を提示しましたが、委員会としての合意には至らず、平成30年2月に委員会は廃止されました。

※議員提出条例の提出・可決（平成30年2月～3月）

平成30年2月26日に、議員提出により、県内の選挙区間における地域間の均衡の調整を図るため、議員定数を45人から51人に改める等所要の整備を行う「三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例案」が提出されました。本条例案は、平成30年3月22日の本会議において、賛成多数で可決され、「鳥羽市・志摩市選挙区（定数2人）」を「鳥羽市選挙区（定数1人）」と「志摩市選挙区（定数2人）」に改めるとともに、5つの選挙区について定数を各1人増やすこととしました（次の一般選挙から施行（平成31年4月7日執行））。

※議員提出条例の提出・否決（平成30年6月～9月）

平成30年6月27日に、議員提出により、県内の各選挙区間における一票の格差の是正を図るため、議員定数を51人から45人に改める等所要の整備を行う「三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例案」が提出されましたが、本条例案は、平成30年9月14日の本会議において、賛成少数で否決されました。

② 三重県議会議員の政治倫理に関する条例

平成18年12月20日、議会制民主主義の健全な発展は、議員に対する県民の揺るぎない信頼があつて初めて成し遂げられるものであるとの強い認識の下、議会の秩序と名誉を守り、県民の厳粛な信託に応え、清潔で民主的な県政の発展に寄与するため、議会政治の根幹をなす政治倫理確立のための議員の責務と政治倫理規準等を定めることを目的とする、「三重県議会議員の政治倫理に関する条例案」が全会一致で可決され、成立しました。同条例は、同月26日に公布、施行されました。

(政治倫理規準例)

条例第3条第6号—議員は、国若しくは地方公共団体の公務員又は関係団体の役員若しくは職員に対し、その権限又はその地位による影響力を及ぼすことにより公正な職務の執行を妨げる等不当な行為をしてはならないこと。

なお、執行機関では、三重県議会議員の政治倫理に関する条例の制定などを受け、一定の公職にある者等から県職員に対して行われた要望等について、その内容の記録及び情報の共有化に関する事務処理手続き等を定めた取扱要領を平成18年12月26日から施行しています。

④ 三重県政務調査費の交付に関する条例の改正

平成19年3月14日、三重県議会基本条例の規定を受け、政務調査費制度の透明性の向上を図るため、収支報告書への1件1万円以上の支出に係る証拠書類等の添付の義務づけなど所要の改正を行うとともに、閲覧規定の整備を行うことを目的とする、「三重県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例案」を全会一致で可決し、成立しました。同条例は、平成19年5月1日から施行されました。

さらに、平成20年3月31日、収支報告書に添付する領収書等の写しについて、支出額1件1万円以上の制約をなくし、全ての領収書等を添付することにするなど、政務調査費制度の透明性の一層の向上を図るため「三重県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例案」を全会一致をもって可決しました。同条例は、平成20年4月1日から施行されています。

また、同時に作成した「政務調査費の運用に係るガイドライン」についても、使途の統一性を確保するとともに、より透明性の高いものとなるよう検討を重ね、平成20年12月、平成21年3月及び同年6月に改正を行いました。

平成24年度には、「議員報酬等に関する在り方調査会」からの最終報告及び地方自治法改正への対応を検討するため、「議員報酬及び政務調査費に関する検討ワーキンググループ」を設置しました。

同ワーキングでは、地方自治法改正に伴う「三重県政務調査費の交付に関する条例」、「同施行規程」の改正素案を作成し、政務活動費を充てることができる経費の範囲と内容、議長による使途の透明性の確保を規定しました。

また、条例改正等の内容や「議員報酬等に関する在り方調査会」の提言内容を基に、「政務調査費ガイドライン」の改正素案を作成し、議員個々の工夫による自発的な情報公開の促進や、事務の軽減を図るための事務局への定期的な相談の流れを規定するとともに、政務活動の目的や成果が十分に伝わるよう政務活動費実施報告書の記載例を具体的に例示しました。

これらを受け、本会議に上程された「三重県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例案」は賛成多数で可決成立し、平成25年3月1日から施行されるとともに、「同施行規程」、「政務活動費ガイドライン」も議長により改正されました。

⑤ 議員報酬及び政務活動（調査）費の特例減額

県内の厳しい経済状況を考慮し、平成21年4月から平成23年4月までの間、政務調査費の交付額を10%減額する特例措置を実施しました。

また、東日本大震災による県内産業への被害の状況及び県内の厳しい経済状況を考慮

し、平成23年7月から平成24年6月までの間、政務調査費の交付額（会派分及び議員分の合計額）の20%相当額を会派分から減額する特例措置を実施しました。（議員報酬については、東日本大震災の被災地支援のため、平成23年7月から平成24年6月までの間、月額10%相当額を議員が拠出し、寄附しました。）

さらに、県の厳しい財政状況を考慮し、引き続き、平成24年7月から平成25年3月までの間、政務調査費の20%相当額を減額する特例措置を継続するとともに、議員報酬についても、条例本則の額から7.8%減額し、平成25年4月から平成26年3月の間も引き続き同様の内容の減額を継続しました。

平成26年4月からは、議員報酬については、税収の増加が見込まれ、国家公務員や本県職員の給与の特例減額が終了することなどを勘案して減額措置を終了しましたが、政務活動費については、県財政に余裕ができたとは言い難く、政務活動費は会派や議員が自らの判断で行う政務活動に充てるものであることから、平成27年4月29日までの間、引き続き同様の減額措置を継続しました。

そして、議会経費の縮減のため、平成29年4月から平成30年3月までの間、政務活動費の交付額を20%減額する特例措置を実施し、引き続き平成31年4月29日までの間、減額措置を継続しています。

さらに、平成30年7月に設置した議会経費削減に関する検討プロジェクト会議での検討結果を踏まえ、令和元年5月から令和5年4月までの間、議員報酬を月額10%、政務活動費の交付額を30%減額することとしました。

<参考>

平成31年4月1日現在

■議員報酬

議長：102万円/月、副議長：90万円/月、議員：83万円/月

■期末手当

報酬月額×1.45×（6月1.675+12月1.675）

■費用弁償

「三重県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」に定めるもののほか、一般職に属する県職員の例による。

公務雑費（実費）、宿泊料（甲地方：15,500円、乙地方：14,200円）を支給。

■政務活動費

会派：（条例本則）15万円×当該会派の所属議員数/月

ただし条例附則により、8.4万円×当該会派の所属議員数/月
（平成31年4月29日まで）

議員：18万円/月

「分権時代を先導する議会を目指して」

令和元（2019）年5月

発行 三重県議会

〒514-8570 三重県津市広明町 13

三重県議会事務局企画法務課

TEL 059-224-2877 FAX 059-229-1931

メールアドレス gikaik@pref.mie.lg.jp

ホームページ <http://www.pref.mie.lg.jp/KENGIKAI/>